

第9 日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)の融資

1 公庫設立年月日及び目的

株式会社日本政策金融公庫（平成20年10月1日設立）

国民生活金融公庫，農林漁業金融公庫，中小企業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）が統合

株式会社日本政策金融公庫法（平成19年5月25日法律第57号）

（目的）

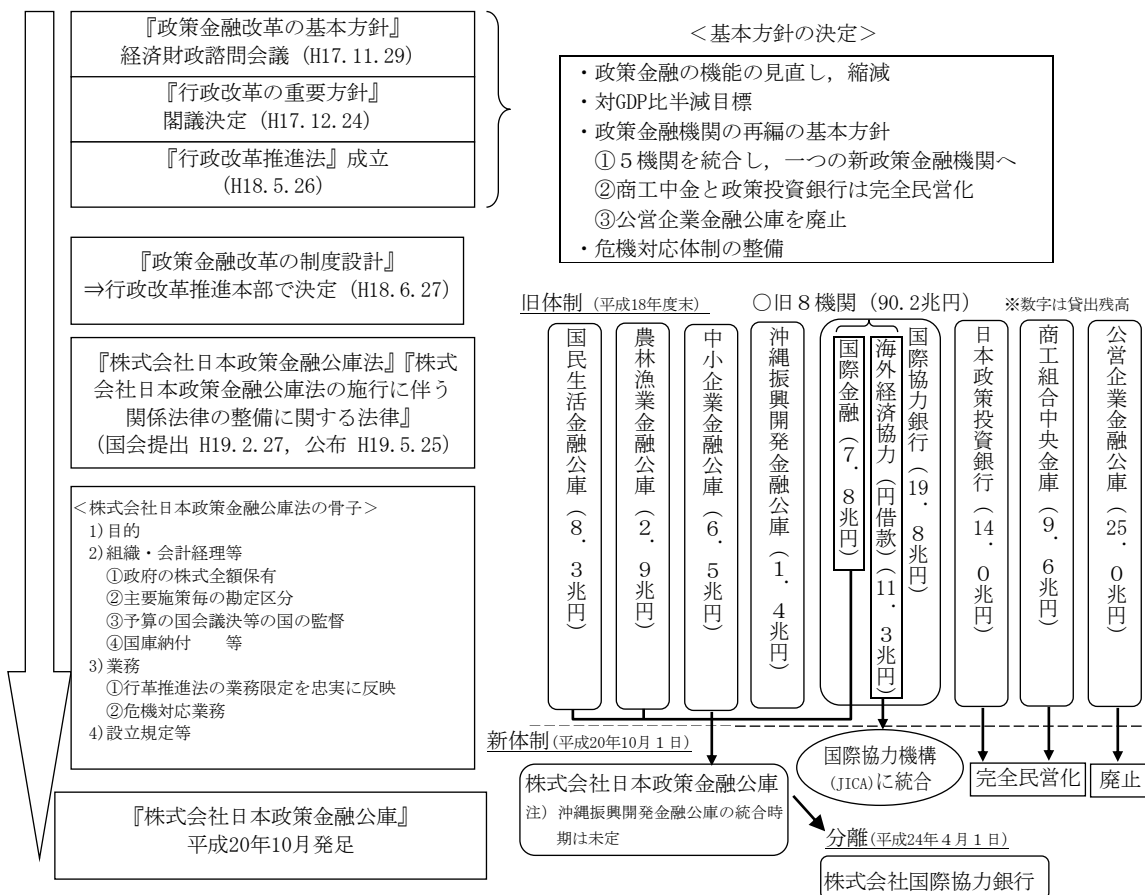
第一条 株式会社日本政策金融公庫は，一般の金融機関が行う金融を補充することを旨としつつ，国民一般，中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに，内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害，テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか，当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし，もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

（定義）

第二条 この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 生活衛生関係営業者 前条に規定する国民一般のうち，生活衛生関係営業（生活衛生関係の営業として政令で定める営業をいう。以下同じ。）を営む者であつて，生活衛生同業組合その他の政令で定めるものをいう。

政策金融改革の流れ



2 貸付制度の概要

(1) 貸付対象・資金使途

区 分		一般貸付制度 及び振興事業貸付制度	生活衛生関係営業 経営改善資金特別 貸付制度
貸 付 対 象	(対象業種) ① 会社及び個人 食肉販売業，食鳥肉販売業，冰雪販売業	(資本金又は) 又 (常時使用する) 出資金 は 従業員の数) 5,000万円以下 50人以下	(常時使用する) 従業員の数) } 5人以下
	飲食店営業，喫茶店営業，理容業，美容業，浴場業（一般公衆浴場業・サウナ営業・その他公衆浴場業）	5,000万円以下 100人以下	} 5人以下
	旅館業	5,000万円以下 200人以下	
	食肉卸売業，食鳥肉卸売業，冰雪卸売業	1 億 円 以 下 100人以下	5人以下
	興行場営業 (映画，演劇又は演芸にかかるものに限る。)	3 億 円 以 下 100人以下	20人以下
	クリーニング業	3 億 円 以 下 300人以下	5人以下
	② 組合等 生活衛生同業組合，生活衛生同業小組合， 生活衛生同業組合連合会，事業協同組合等		
③ 理容師・美容師養成施設の開設者			
資 金 使 途	① 会社及び個人：設備資金，運転資金（振興事業貸付，生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付等） ② 組合等：設備資金，共同購入運転資金，運転資金（振興事業貸付等）		

(2) 貸付制度概要

区分	貸付対象	貸付限度額
一般貸付	I 会社・個人 (対象業種) 1 飲食店営業 <ul style="list-style-type: none"> ・そば・うどん店 ・中華料理店 ・すし店 ・料理店 ・社交業 ・その他飲食店 2 喫茶店営業 3 食肉販売業・食鳥肉販売業 4 冰雪販売業 5 理容業 6 美容業 7 興行場営業（映画、演劇、演芸にかかるものに限る。） 8 旅館業（注1） 9 浴場業 <ul style="list-style-type: none"> ・一般公衆浴場業 ・サウナ営業（注2） ・その他公衆浴場業（注3） 10 クリーニング業 11 理容師・美容師養成施設の開設者	設備資金 7,200万円 ただし、 クリーニング業（注4） 1億2,000万円 興行場営業 2億円 旅館業 4億円 一般公衆浴場業 3億円 ・既存の一般公衆浴場で2施設以上の場合 4億8,000万円 ・既存の一般公衆浴場にかかる借地契約の更新又は借地の買取の場合 別枠1億5,000万円 サウナ営業 2億円
	II 組合等 生活衛生同業組合、同小組合及び同連合会 事業協同組合等 商工組合等 一般社団法人等 専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人（理容師・美容師養成施設の整備に要する資金に限る。）	1 組合 設備資金及び共同購入運転資金の合計 生活衛生同業組合 1億5,000万円 （理・美容師養成施設 2億8,000万円） 同連合会 3億円 同小組合 5,000万円 その他の組合 5,000万円 （理・美容師養成施設 1億8,000万円） 2 一般社団法人等 設備資金 4,500万円 （理・美容師養成施設 1億8,000万円）
振興事業貸付	I 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合の組合員 (対象業種) 1 飲食店営業 2 喫茶店営業 3 食肉・食鳥肉販売業 4 冰雪販売業 5 理容業 6 美容業 7 興行場営業（映画、演劇、演芸にかかるものに限る。） 8 旅館業（注1） 9 浴場業（一般公衆浴場業に限る。） 10 クリーニング業	設備資金 1億5,000万円 ただし、 一般公衆浴場業（別枠） 1億5,000万円 クリーニング業（注4） 3億円 興行場営業 7億2,000万円 旅館業 7億2,000万円 運転資金 5,700万円 （設備資金とは別枠）
	II 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合 (対象業種) 上記Iと同じ	振興事業設備資金及び共同購入運転資金の合計 生活衛生同業組合 2億1,600万円 同小組合 8,000万円 振興事業運転資金 生活衛生同業組合 9,000万円 同小組合 4,000万円
	III 厚生労働大臣が振興指針を公示した業種に係る生活衛生同業組合連合会 (対象業種) 上記Iと同じ	振興事業運転資金 9,000万円

(注1) 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業（民泊）及び国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（特区民泊）については、生活衛生貸付の対象外となる。
 (注2) 都道府県生活衛生営業指導センターからの意見書の交付を受けたものに限る。
 (注3) その他公衆浴場業については、生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付（直接被害関連に限る。）、生活衛生関係営業令和元年台風第19号等特別貸付（直接被害者に限る。）及び生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付（直接被害者に限る。）に限る。
 (注4) クリーニング取次業（平成16年4月16日現在クリーニング業を営んでいた者であって、同日以降クリーニング取次業に業態転換したのものに限る。）の貸付限度額は4,800万円。

区分		貸付対象	貸付限度額
災害貸付	I 会社・個人 (対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場業は除く。)		設備資金・運転資金(注) 災害ごとに上乗せ3,000万円 (注) 運転資金は、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者に限る。
	II 組合等 一般貸付のIIに同じ		設備資金・運転資金(注)・共同購入運転資金 災害ごとに上乗せ5,000万円
資金特別貸付 営業経営改善 生活衛生関係		<ul style="list-style-type: none"> 生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた者 営業許可等の推薦要件を満たす者(対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場業は運転資金に限る。)	設備資金及び運転資金の合計で1,000万円 (ただし、令和4年3月31日までは2,000万円)
特 例 貸 付	環境対策等関連施設貸付	防災・環境対策資金 <ul style="list-style-type: none"> 消防設備の設置又は整備を行う者 耐震診断を行う者及び事業継続計画を策定し、同計画に基づき耐震に資する施設等の導入を行う者 アスベストの発生及び飛散の防止のため、施設等からのアスベストの除去等を行う者(対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場業は除く。)	設備資金及び運転資金それぞれの貸付限度額に上乗せ3,000万円 (ただし、運転資金については、耐震診断、耐震改修に伴い必要となる資金及びアスベストの除去等に必要な資金に限る。)
	新企業育成・事業安定等貸付	地域活性化・雇用安定資金 <ul style="list-style-type: none"> 従来に比べて事業所全体で2人以上(一定の要件に該当する場合は1人以上)の人材確保が見込まれる者 店舗・事務所等を地方に新設もしくは増設し、地方で新たに若年者を雇用する者 地方版総合戦略により、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う者(対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場業は除く。)	設備資金及び運転資金合算で上乗せ3,000万円
	新企業育成資金 生活衛生関係営業	創業しようとする者又は創業後おおむね7年以内の者であって、一定の要件を満たす者(対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場業は除く。)	一般貸付、振興事業貸付の貸付限度額

区分		貸付対象	貸付限度額
	生活衛生関係営業事業承継 ・集約・活性化支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ・中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者含む。）と共に事業承継計画を策定している者 ・安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う者 ・事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている者であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除するもの（対象業種） 一般貸付のIに同じ（その他公衆浴場業は除く。）	一般貸付，振興事業貸付の貸付限度額
健康・福祉増進	福祉増進資金	福祉増進関連事業を実施する者（対象業種） 一般貸付のIに同じ（その他公衆浴場業は除く。）	設備資金 上乗せ3,000万円 （ただし、上乗せ限度額は廃止された受動喫煙防止資金と通算で3,000万円）
特別貸付	対策特別貸付 衛生環境激変	感染症又は食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、衛生水準の維持向上に著しい支障を来しており、かつ、所定の要件に該当する者（対象業種） 一般貸付のIに同じ（その他公衆浴場業は除く。）	（別枠） 運転資金 衛生環境の激変事由ごとに1,000万円
	生活衛生関係営業セーフティネット貸付 経営環境変化対応資金	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合の組合員であって、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、売上が減少するなど業況が悪化している者（対象業種） 振興事業貸付のIに同じ	運転資金 振興事業貸付（運転資金）と合算で5,700万円 （ただし、令和4年3月31日までは、振興事業貸付（運転資金）と別に5,700万円）
	生活衛生関係営業セーフティネット貸付 金融環境変化対応資金	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合の組合員であって、取引金融機関の経営破綻などにより、資金繰りに困難を来している者（対象業種） 振興事業貸付のIに同じ	（別枠） 運転資金 3,000万円 （ただし、令和4年3月31日までは4,000万円）
	生活衛生関係営業 企業再生貸付 生活衛生関係営業 企業再建資金	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合の組合員であって、経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者（対象業種） 振興事業貸付のIに同じ	運転資金 5,700万円（振興事業貸付（運転資金）及び生活衛生関係営業セーフティネット貸付とは別枠）

区分	貸付対象	貸付限度額
生活衛生関係営業 新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来しており、かつ、一定の要件に該当する者 (対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場業は除く。)	(別枠) 8,000万円
生活衛生関係営業 新型コロナウイルス感染症 対策挑戦支援資本強化特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者であって、次のいずれかに該当する者 ・J-Startupプログラムに選定された企業又は中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンドから出資を受け事業の成長を図る者 ・中小企業再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を図る者または中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンドのもとで事業の再生を図る者 ・上記に該当しない者であって、事業計画を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている者(民間金融機関等からの協調融資を希望しない者等の場合には、認定経営革新等支援機関(認定支援機関)の支援を受けて事業計画書を策定する者) (対象業種) 一般貸付のIに同じ(その他公衆浴場業は除く。)	(別枠) 7,200万円

- ※1 東日本大震災に伴う融資制度の拡充措置については、117頁を参照のこと。
- 2 令和元年台風第19号等に伴う融資制度の拡充措置については、122頁を参照のこと。
- 3 新型コロナウイルス感染症に伴う融資制度の拡充措置については、124頁を参照のこと。
- 4 令和2年7月豪雨に伴う融資制度の拡充措置については、129頁を参照のこと。

(3) 貸付方式

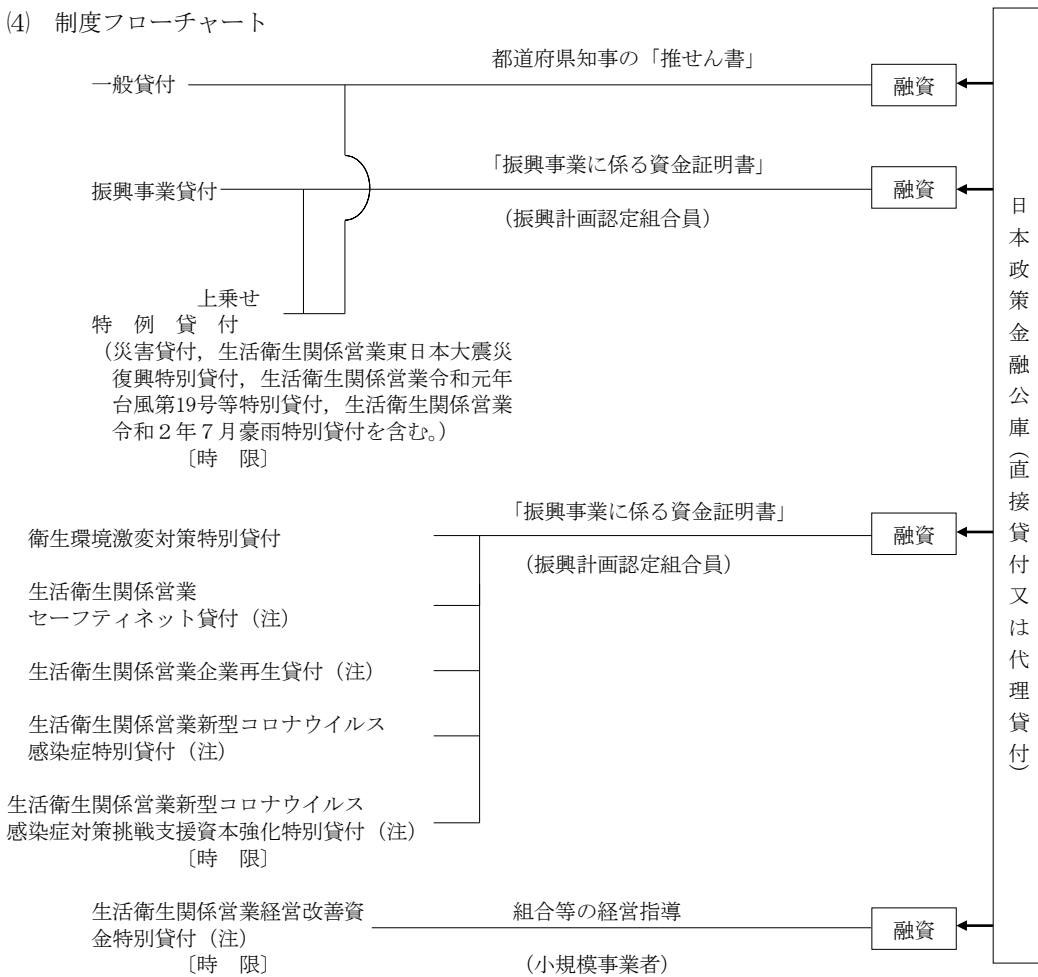
① 直接貸付

日本政策金融公庫（国民生活事業）の全国の152支店において取り扱っている。

② 代理貸付（次表の金融機関に貸付業務を委託している。）

委 託 先		取 扱 金 額 等
銀 行 信用金庫 信用組合 商工組合 中央金庫	日本政策金融公庫 （生活衛生資金貸付）指定の民間金融機関 本・支店	一般貸付及び振興運転資金貸付の申込金額が原則として500万円を超えるもの、振興事業設備貸付、特例貸付、災害貸付、衛生環境激変対策特別貸付等を利用するもの。 （ただし、無担保融資特例制度及び新創業融資制度を適用するものを除く。）

(4) 制度フローチャート



(注) 生活衛生関係営業セーフティネット貸付、生活衛生関係営業企業再生貸付、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付及び生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付については直接貸付のみの取扱いである。

3 一般貸付

(1) 生活衛生関係営業者について衛生水準を高め、近代化を促進するために必要な設備資金貸付。

(振興計画認定組合の組合員は、4 振興事業貸付を参照のこと。)

借入申込額が500万円を超える場合には、原則として都道府県知事の「推せん書」(以下「推せん書」という。)の添付が必要。

(2) 制度の概要

業 種	貸付限度額	貸付期間	貸付利率(年)
飲食店営業，喫茶店営業，食肉販売業，食鳥肉販売業，氷雪販売業，理容業，美容業，浴場業（その他公衆浴場業）（注1），理容師・美容師養成施設	7,200万円	13年以内（一般公衆浴場業は30年以内） ただし、 ●従業員宿舍 15年以内 ●太陽光発電設備（自家消費型太陽光発電設備を除く。）及び風力発電設備	基準利率 特別利率 ●働き方改革推進関連特別利率①，② ●インバウンド対応関連設備特別利率② ●省エネルギー設備特別利率①，② ●衛生設備特別利率③ ●浴場施設設備等浴場利率 ●観光生産性向上計画関連 基準利率-0.4%
クリーニング業（注2）	1億2,000万円	13年以内（特に必要な場合20年以内。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第1項において定められた各設備の調達期間内に限る。）	
興行場営業 浴場業（サウナ営業）（注3）	2億円		
浴場業（一般公衆浴場業）	3億円 （2施設以上の場合 4億8,000万円）		
	（借地更新・買取資金の場合 別枠で1億5,000万円）	●一般公衆浴場業において、省エネルギー設備のみの設置等を行う資金については13年以内	
旅館業	4億円		

※1 上記以外に生活衛生同業組合等に対する融資もある。

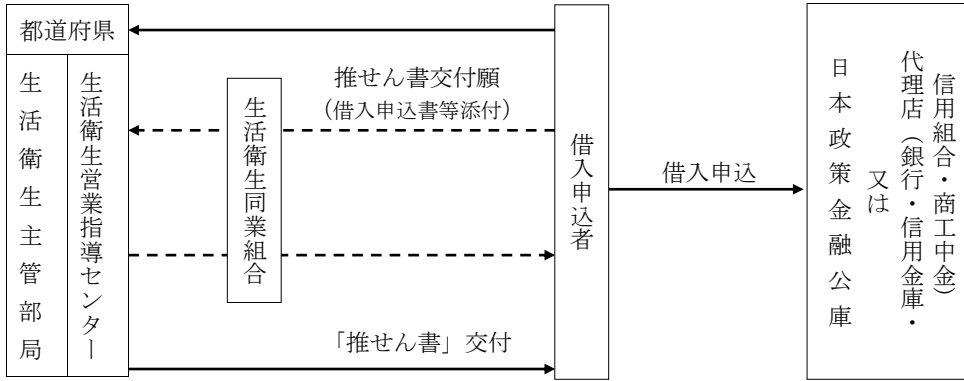
2 貸付利率については、(参考) 日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

(注1) 浴場業（その他公衆浴場業）については、生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付（直接被害関連に限る。）、生活衛生関係営業令和元年台風第19号等特別貸付（直接被害者に限る。）及び生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付（直接被害者に限る。）に限る。

(注2) クリーニング取次業（平成16年4月16日現在クリーニング業を営んでいた者であって、同日以降クリーニング取次業に業態転換したものに限る。）の貸付限度額は4,800万円。

(注3) 都道府県生活衛生営業指導センターから意見書の交付を受けたものに限る。

(3) 手続フローチャート



(4) 一般貸付特別利率対象設備一覧

貸付対象者	貸付利率	施設又は設備
飲食店営業 及 喫茶店営業	特別利率③	換気設備, 消毒設備 (消毒保管器を含む。), 給排水設備
	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備, 機器及び建築材料, ヒートポンプ方式熱源装置, ※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備, ※自家消費型太陽光発電設備
食肉販売業 及 食鳥肉販売業	特別利率③	蒸気噴霧掃除機, 給排水設備
	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備, 機器及び建築材料, ヒートポンプ方式熱源装置, ※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備, ※自家消費型太陽光発電設備
氷雪販売業	特別利率③	給排水設備
	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備, 機器及び建築材料, ヒートポンプ方式熱源装置, ※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備, ※自家消費型太陽光発電設備
理容業 及 美容業	特別利率③	換気設備, 消毒設備, タオル蒸器
	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備, 機器及び建築材料, ヒートポンプ方式熱源装置, ※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備, ※自家消費型太陽光発電設備
興行場営業	特別利率③	換気設備, ※給排水設備 (飲食に供する部分に限る。)
	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備, 機器及び建築材料, ヒートポンプ方式熱源装置, ※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備, ※自家消費型太陽光発電設備
旅館業	特別利率③	換気設備, 消毒設備 (消毒保管器を含む。), 滅菌機, 循環ろ過機, ※給排水設備 (飲食に供する部分に限る。)
	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備, 機器及び建築材料, ヒートポンプ方式熱源装置, ※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備, ※自家消費型太陽光発電設備, 電気自動車用充電設備
一般公衆浴場業	浴場利率	浴場施設・設備 (浴槽, 洗場, 店舗等, 煙突, 給水湯設備, 超音波設備, 赤外線設備, ロッカー, 鏡, 深井戸, 深井戸用ポンプ, 換気設備, 空気清浄機, 空気調和設備, 冷暖房設備, 給排水衛生設備, 貯油槽, 給油車, 重油貯蔵所, 洗濯・脱水機, 集塵・掃除機, 乾燥機, 消毒設備), 既存の一般公衆浴場にかかる借地契約の更新又は借地の買取に要する資金, 太陽熱利用設備, ※風力発電設備, ※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備, 機器及び建築材料, ヒートポンプ方式熱源装置, ※自家消費型太陽光発電設備
	特別利率③	※※共同重油貯蔵所
サウナ営業	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備, 機器及び建築材料, ヒートポンプ方式熱源装置, ※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備, ※自家消費型太陽光発電設備

貸付対象者	貸付利率	施設又は設備
クリーニング業	特別利率③	換気設備，溶剤排出防止設備，※※産業廃棄物共同集積施設
	特別利率②	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備，機器及び建築材料，ヒートポンプ方式熱源装置，※風力発電設備
	特別利率①	太陽熱利用設備，※自家消費型太陽光発電設備

(注) 1 ※の設備が特別利率の適用を受けるのは，一定の条件を満たす場合に限る。

2 ※※は，組合等を対象とした設備である。

3 貸付利率については，(参考) 日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

4 振興事業貸付

(1) 振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員が、振興計画に基づく事業を実施することを促進し、もって生活衛生関係営業者の振興を促進するために、創設された制度。

借入申込の際には、振興計画認定組合の長（認定組合の長から委任を受けた支部長又は理事を含む。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」（以下「資金証明書」という。）の添付が必要。

(2) 制度の概要

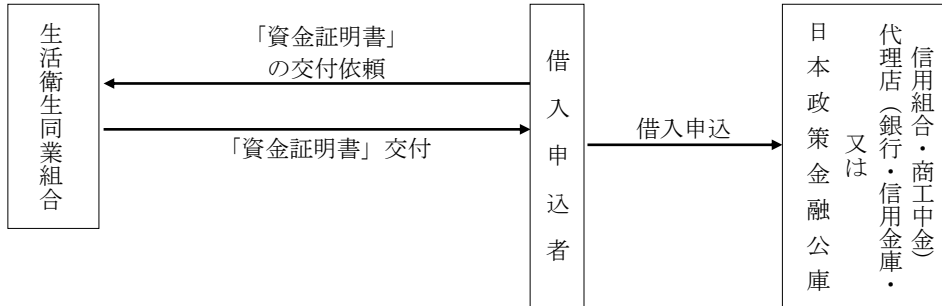
業 種	貸付限度額		貸付期間	貸付利率（年）
飲食店営業，喫茶店営業，食肉販売業，食鳥肉販売業，冰雪販売業，理容業，美容業	(設備資金) 1億5,000万円	(運転資金)	(設備資金) 20年以内	(設備資金) ●特定の施設・設備，衛生設備 特別利率③(特定の施設・設備については2億7,000万円まで) ただし，組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書を策定していることの確認を受けた者については特別利率③-0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については特別利率③-0.30%）とする（振興事業促進支援融資制度）。
一般公衆浴場業	一般貸付とは別枠 1億5,000万円	5,700万円 〔設備資金 とは別枠〕	(運転資金) 7年以内	●働き方改革推進関連 特別利率①，② ●省エネルギー設備 特別利率①，② ●インサント対抗関連 特別利率③-0.15% ●観光生産性向上計画関連 基準利率-0.4% (運転資金) 基準利率 ●標準営業約款登録営業者 特別利率① ただし，組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書の確認を受けた者については基準利率-0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については基準利率-0.30%）。標準営業約款登録営業者は特別利率①-0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については特別利率①-0.30%）とする（振興事業促進支援融資制度）。
クリーニング業（注）	3億円			
興行場営業，旅館業	7億2,000万円			

※1 上記以外に生活衛生同業組合等に対する融資もある。

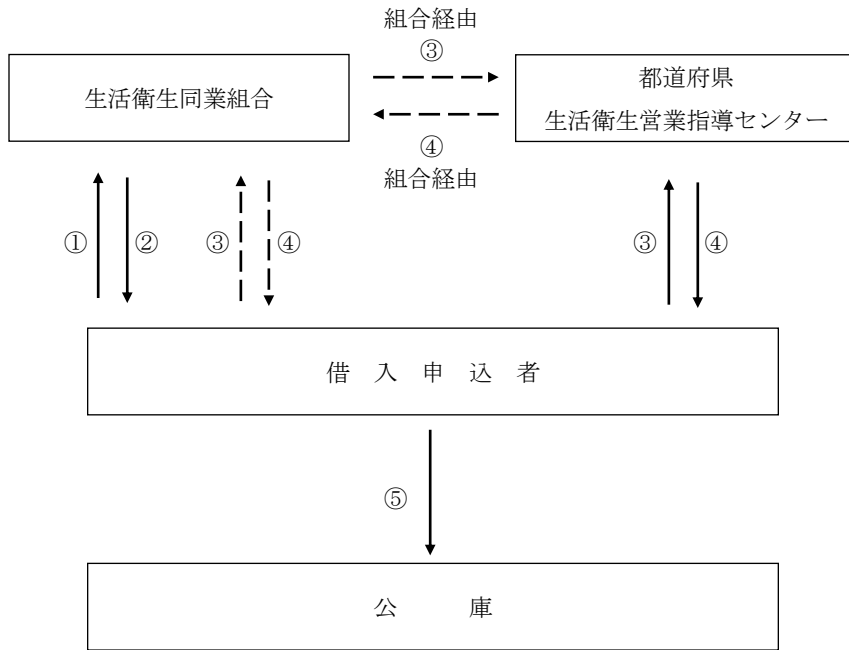
2 貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

（注）クリーニング取次業（平成16年4月16日現在クリーニング業を営んでいた者であって、同日以降クリーニング取次業に業態転換したものに限る。）の貸付限度額は設備資金及び運転資金の通算で4,800万円。

(3) 手続フローチャート



標準営業約款登録業者が振興事業貸付（運転資金）の借入を行う場合の申込手続の流れ



- ① 「資金証明書」の交付申請（注）
- ② 「資金証明書」の交付
- ③ 「標準営業約款登録業者であることの証明書」の交付申請
- ④ 「標準営業約款登録業者であることの証明書」の交付
- ⑤ 借入申込（「資金証明書」，「標準営業約款登録業者であることの証明書」等添付）

（注）振興事業促進支援融資制度の利用を希望する場合は，「資金証明書」の交付申請とあわせて事業計画書の確認を依頼する。

(4) 振興事業貸付特別利率適用対象施設設備一覧

業種 区分・年利率	飲食店営業	喫茶店営業	食肉販売業	食鳥肉販売業	冰雪販売業
(会社及び個人) 特定の施設・設備 特別利率③(注)	店舗等 ※厨房設備 空気調和設備 ※価格表示設備 仕入・配送用車両 音響設備 ※業務用家具 ※駐車場設備 ※情報近代化設備 全自動手指洗浄 消毒器 防犯設備 ※送迎用車両 AED(自動体外 式除細動器) ※発電設備(省エネ ルギー設備を除く。) 受動喫煙防止設備 食券自動販売機 真空包装機	店舗等 ※厨房設備 空気調和設備 ※価格表示設備 仕入・配送用車両 音響設備 ※業務用家具 ※駐車場設備 ※情報近代化設備 全自動手指洗浄 消毒器 防犯設備 AED(自動体外 式除細動器) ※発電設備(省エネ ルギー設備を除く。) 受動喫煙防止設備 食券自動販売機 真空包装機	店舗等 ※冷凍・冷蔵設備 空気調和設備 解凍庫 ※作業用設備 揚(焼)物機器 計量器 ※仕入・配送用車両 解凍庫 真空包装機 ※ソーセージ製造機 ※情報近代化設備 全自動手指洗浄 消毒器 防犯設備 AED(自動体外 式除細動器) ※発電設備(省エネ ルギー設備を除く。) 受動喫煙防止設備	店舗等 ※冷凍・冷蔵設備 空気調和設備 解凍庫 ※作業用設備 揚(焼)物機器 計量器 ※仕入・配送用車両 解凍庫 真空包装機 ※情報近代化設備 全自動手指洗浄 消毒器 防犯設備 AED(自動体外 式除細動器) ※発電設備(省エネ ルギー設備を除く。) 受動喫煙防止設備	店舗等 配送用車両 冷凍設備 アイスクリーマー 電気鋸 ※情報近代化設備 防犯設備 AED(自動体外 式除細動器) ※発電設備(省エネ ルギー設備を除く。) 受動喫煙防止設備
衛生設備 特別利率③(注)	換気設備 消毒設備(消毒保 管器を含む。) 給排水設備	換気設備 消毒設備(消毒保 管器を含む。) 給排水設備	蒸気噴霧掃除機 給排水設備	蒸気噴霧掃除機 給排水設備	給排水設備
省エネルギー設備 特別利率②	※建築物の省エネルギー 性能の向上に資す る設備、機器及び 建築材料 ヒートポンプ方式熱源 設備 ※風力発電設備	※建築物の省エネルギー 性能の向上に資す る設備、機器及び 建築材料 ヒートポンプ方式熱源 設備 ※風力発電設備	※建築物の省エネルギー 性能の向上に資す る設備、機器及び 建築材料 ヒートポンプ方式熱源 設備 ※風力発電設備	※建築物の省エネルギー 性能の向上に資す る設備、機器及び 建築材料 ヒートポンプ方式熱源 設備 ※風力発電設備	※建築物の省エネルギー 性能の向上に資す る設備、機器及び 建築材料 ヒートポンプ方式熱源 設備 ※風力発電設備
省エネルギー設備 特別利率①	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光 発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光 発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光 発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光 発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光 発電設備
(組合) 特別利率③	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷車 両 共同情報近代化設 備 共同送迎用車両	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷車 両 共同情報近代化設 備	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷車 両 共同食肉処理場 共同情報近代化設 備	研修施設 共同冷凍庫 共同配送用保冷車 両 共同食鳥肉処理場 共同情報近代化設 備	共同情報近代化設 備

(注) 組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書の確認を受けた者については、特別利率③-0.15%、加えて生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者が必要とする資金の場合については、特別利率③-0.30%の適用が可能である。

※1 ※印の設備が特別利率の適用を受けるのは、一定の条件を満たす場合に限る。

※2 区分・年利率の欄の利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。

理 容 業	美 容 業	一 般 公 衆 浴 場 業	ク リ ー ニ ン グ 業	興 行 場 営 業	旅 館 業
店舗等 理容椅子 空気調和設備 循環式同時給湯設備 洗濯・脱水機・乾燥機 毛髪・頭皮関連機器 ※業務用家具 店舗標識灯 洗髪設備 フェイシャル 集塵・掃除機 音響設備 ※駐車場設備 ※情報近代化設備 フェイシャル機器 全自動手指洗浄 消毒器 防犯設備 A E D (自動体外式除細動器) 受動喫煙防止設備 ※送迎・訪問用車両	店舗等 美容椅子 空気調和設備 循環式同時給湯設備 洗濯・脱水機・乾燥機 毛髪・頭皮関連機器 ※業務用家具 店舗標識灯 洗髪設備 セットソー 集塵・掃除機 音響設備 ※駐車場設備 ※情報近代化設備 フェイシャル機器 全自動手指洗浄 消毒器 防犯設備 A E D (自動体外式除細動器) 受動喫煙防止設備 ※送迎・訪問用車両	※教養娯楽・健康コーナー カナ施設 ※喫茶コーナー 家族風呂施設 ※コインランドリー ※駐車場設備 ※情報近代化設備 全自動手指洗浄 消毒器 防犯設備 自動券売機 ※A V機器 A E D (自動体外式除細動器) 受動喫煙防止設備	店舗等 ※診断用カウンター 洗濯物診断店表示設備 洗濯・脱水機 洗濯脱液乾燥機 ランドリー用乾燥機 ドライ用乾燥機 プレス機 有気圧ホイラー コンプレッサー ベルトコンベアー 配送用車両 空気調和設備 溶剤清浄装置 包装機 ※情報近代化設備 防犯設備 A E D (自動体外式除細動器) 受動喫煙防止設備	店舗等 映写用設備 音響設備 ※舞台装置 椅子 空気調和設備 ※駐車場設備 入場券自動販売機 自動監視設備 ※情報近代化設備 防犯設備 デジタル映写設備 A E D (自動体外式除細動器) 受動喫煙防止設備	店舗等 厨房設備 空気調和設備 ※洗濯機・乾燥機 ※駐車場設備 送迎車 ボイラー レンジャー機器 寝具 ※音響設備 ※情報近代化設備 全自動手指洗浄 消毒器 防犯設備 ※A V機器 A E D (自動体外式除細動器) ※発電設備 (省エネルギー設備を除く。) 受動喫煙防止設備 真空包装機
換気設備 タオル蒸器 消毒設備	換気設備 タオル蒸器 消毒設備		換気設備 溶剤排出防止設備	換気設備 ※給排水設備 (飲食に供する部分に限る。)	換気設備 消毒設備 滅菌機 循環ろ過機 ※給排水設備 (飲食に供する部分に限る。)
※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備, 機器及び建築材料 ヒートポンプ方式熱源設備 ※風力発電設備	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備, 機器及び建築材料 ヒートポンプ方式熱源設備 ※風力発電設備		※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備, 機器及び建築材料 ヒートポンプ方式熱源設備 ※風力発電設備	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備, 機器及び建築材料 ヒートポンプ方式熱源設備 ※風力発電設備	※建築物の省エネルギー性能の向上に資する設備, 機器及び建築材料 ヒートポンプ方式熱源設備 ※風力発電設備
太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光発電設備		太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光発電設備	太陽熱利用設備 ※自家消費型太陽光発電設備 電気自動車用充電設備
研修施設 移動研修車 共同情報近代化設備	研修施設 移動研修車 共同情報近代化設備	共同情報近代化設備	研修施設 共同特殊品処理工場 共同特殊品保管庫 共同購入資材配送用車両 研究施設 共同情報近代化設備	研修施設 共同情報近代化設備	研修施設 共同ボーズ施設 共同情報近代化設備

5 特例貸付

(1) 政策的必要性から、施設又は設備などに要する資金に対して貸付条件の特例を設けた制度。

(2) 制度の概要

区	分	貸付限度額	貸付期間	貸付利率
環境対策等 関連施設貸付	防災・環境 対策資金	<p>上乗せ3,000万円 （上乗せの限度額 は設備資金・運転 資金についてそれ ぞれ3,000万円）</p>	<p>（設備資金） 20年以内 ※振興計画に基づくも のであって、事業継続 計画（BCP）に基づ く耐震改修にかかるも のは30年以内、一般公 衆浴場業にかかるもの は30年以内</p> <p>（運転資金） 7年以内</p>	<p>（設備資金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防関連 特別利率② ※振興計画に基づくも のは特別利率③，一般 公衆浴場業にかかるも のは浴場利率 ●アスベスト対策関連 特別利率③ ※一般公衆浴場業にか かるものは浴場利率 ●耐震改修関連 特別利率② ※振興計画に基づくも のは特別利率③，振興 計画に基づくものであ って、耐震診断義務付 け対象建築物の場合は 特別利率③-0.15%， 一般公衆浴場業にかか るものは浴場利率 <p>（運転資金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アスベスト対策関連 基準利率 ●耐震改修関連 特別利率①

	<p>地域活性化・雇用安定資金</p>	<p>上乗せ3,000万円 (設備資金・運転資金合算)</p>	<p>(設備資金) 20年以内 ※一般公衆浴場業にかかるものは30年以内</p> <p>(運転資金) 7年以内</p>	<p>(設備資金) ●事業展開関連 特別利率① ※振興計画に基づくものは、特別利率② ●地方移転関連，地方版総合戦略関連 特別利率①</p> <p>(運転資金) ●事業展開関連 基準利率 ※従業員10名以下の事業者の場合は新たに1名以上，従業員11名以上20名以下の場合は新たに2名以上，従業員21名以上の事業者の場合は新たに3名以上の若年者（35歳未満）を雇用する場合は特別利率① ●地方移転関連，地方版総合戦略関連 特別利率①</p>
<p>新企業育成・事業安定等貸付</p>	<p>生活衛生関係営業新企業育成資金</p>	<p>一般貸付，振興事業貸付の貸付限度額</p>	<p>(設備資金) 20年以内</p> <p>(運転資金) 7年以内</p>	<p>(設備資金) 基準利率 ●振興計画認定組合の組合員において，特定の施設・設備は特別利率③（2億7,000万円まで）ただし，組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書の確認を受けた者については特別利率③－0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については特別利率③－0.30%）とする（振興事業促進支援融資制度）。 ●地方創生推進交付金を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けて創業する者又は創業しておおむね7年以内の者（以下「起業・移住支援金創業者」という。）は特別利率③ (注) ●地方創生推進交付金を活用した起業支援金の交付決定を受けて創業する者又は創業して7年以内の者（以下「起業支援金創業者」という。）は特別利率②（注） ●技術・ノウハウ等に新規性がみられる者であって，一定の製品化及び売上が見込めるものは特別</p>

			<p>利率①，②，③（注）</p> <p>●外国人起業活動促進事業に関する告示第2の5に規定する特定外国人起業家であって，創業する者又は創業しておおむね7年以内の者は特別利率①（注）</p> <p>●地域おこし協力隊の任期を終了した者であって，地域おこし協力隊として活動した地域において創業する者又は創業しておおむね7年以内の者（以下「地域おこし協力隊創業者」という。）は特別利率①（注）</p> <p>●女性，若年者（35歳未満）又は高齢者（55歳以上）は特別利率①（注）</p> <p>●Uターン等により地方で創業する者又は創業しておおむね7年以内の者は特別利率①（注）</p> <p>●産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定される認定特定創業支援等事業を受けて創業する者又は創業しておおむね7年以内の者は特別利率①（注）</p> <p>●地域創業促進支援事業又は潜在的創業者掘り起こし事業の認定創業スクールによる支援を受けて創業する者又は創業しておおむね7年以内の者は特別利率①（注）</p> <p>（注）土地にかかる資金は除く。</p> <p>●創業後目標達成型金利</p> <p>（運転資金） 基準利率</p> <p>ただし，組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書の確認を受けた者については基準利率－</p> <p>0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については基準利率－</p> <p>0.30%）とする（振興事業促進支援融資制度）。</p> <p>●起業・移住支援金創業者は特別利率③</p> <p>●起業支援金創業者は特別利率②</p> <p>●技術・ノウハウ等に新規性がみられる者であって，一定の製品化及び売上が見込めるものは特別</p>
--	--	--	--

			<p>利率①, ②, ③</p> <ul style="list-style-type: none"> ●外国人起業活動促進事業に関する告示第2の5に規定する特定外国人起業家であって、創業する者又は創業しておおむね7年以内の者は特別利率① ●標準営業約款登録営業者は特別利率① <p>ただし、組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書の確認を受けた者については特別利率①－</p> <p>0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については特別利率①－</p> <p>0.30%）とする（振興事業促進支援融資制度）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域おこし協力隊創業者は特別利率① ●女性、若年者（35歳未満）又は高齢者（55歳以上）は特別利率① ●Uターン等により地方で創業する者又は創業しておおむね7年以内の者は特別利率① ●産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定される認定特定創業支援等事業を受けて創業する者又は創業しておおむね7年以内の者は特別利率① ●地域創業促進支援事業又は潜在的創業者掘り起こし事業の認定創業スクールによる支援を受けて創業する者又は創業しておおむね7年以内の者は特別利率① ●創業後目標達成型金利
<p>生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金</p>	<p>一般貸付，振興事業貸付の貸付限度額</p>	<p>(設備資金) 20年以内</p> <p>(運転資金) 7年以内（ただし、既往貸付の現貸済済を資金用途に含む場合には8年以内）</p>	<p>(設備資金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業承継計画書関連特別利率① <ul style="list-style-type: none"> ・振興計画認定組合の組合員が事業承継にあたって必要とする設備資金は、特別利率③ <p>ただし、組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書の確認を受けた者については特別利率③－</p> <p>0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については特別利率③－</p> <p>0.30%）とする（振興事業促進支援融資制度）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定支援機関の支援を

			<p>受けて事業承継に向けた取組みを行う者（注）は特別利率②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継に向けた取組みを行う者（注）は特別利率② ・ミラサボ専門家派遣を受けて事業承継に向けた取組みを行う者（注）は特別利率② <p>（注）現経営者が65歳以上の場合に限る。</p> <p>●事業承継関連等 基準利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振興計画認定組合の組合員が事業承継にあたって必要とする設備資金は、特別利率③ <p>ただし、組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書の確認を受けた者については特別利率③－</p> <p>0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については特別利率③－</p> <p>0.30%）とする（振興事業促進支援融資制度）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を承継・集約する者（付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる者に限る。）であって、最近における付加価値額が前期に比し増加している者は、特別利率① ・事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を承継・集約する者（付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる者に限る。）であって、付加価値向上計画が、認定支援機関等の支援を受けて作成されている場合、基準利率－0.65% ・親族内に後継者が不在である等により事業継続が困難となっている者から事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継・集約する者（新設を含む。）は特別利率① <p>（ただし、小規模事業者から事業を承継・集約する者は特別利率②）</p>
--	--	--	---

			<p>・株主等から自己株式又は事業用資産の取得等を行う法人は特別利率①</p> <p>・事業用資産の取得等を行う後継者（個人事業主）は特別利率①</p> <p>・事業会社の株式又は事業用資産を取得する持株会社は特別利率①</p> <p>・被承継企業が新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当し、事業継続が困難となっている場合であって、当該被承継企業から事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を集約する場合は、基準利率-0.4%（ただし、小規模事業者から事業を承継・集約する者は基準利率-0.65%）</p> <p>ア 最近の決算期における売上高が前3年のいずれかの年に比し20%以上減少している（個人事業主又は法人の小規模事業者については、15%以上）</p> <p>イ 最近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じている</p> <p>ウ 最近の決算期において、過剰債務の状況に陥っている</p> <p>（運転資金）</p> <p>●事業承継計画書関連 特別利率①</p> <p>・認定支援機関の支援を受けて事業承継に向けた取組みを行う者（注）は特別利率②</p> <p>・事業承継引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継に向けた取組みを行う者（注）は特別利率②</p> <p>・ミラサボ専門家派遣を受けて事業承継に向けた取組みを行う者（注）は特別利率②</p> <p>（注）現経営者が65歳以上の場合に限る。</p> <p>●事業承継関連等 基準利率</p> <p>ただし、組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書の確認を受けた</p>
--	--	--	--

				<p>者については基準利率－0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については基準利率－0.30%）とする（振興事業促進支援融資制度）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を承継・集約する者（付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる者に限る。）であって、最近における付加価値額が前期に比し増加している者は、特別利率① ・事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を承継・集約する者（付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる者に限る。）であって、付加価値向上計画が、認定支援機関等の支援を受けて作成されている場合、基準利率－0.65% ・親族内に後継者が不在である等により事業継続が困難となっている者から事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継・集約する者（新設を含む。）は特別利率①（ただし、小規模事業者から事業を承継・集約する者は特別利率②） ・株主等から自己株式又は事業用資産の取得等を行う法人は特別利率① ・事業用資産の取得等を行う後継者（個人事業主）は特別利率① ・事業会社の株式又は事業用資産を取得する持株会社は特別利率① ・被承継企業が新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当し、事業継続が困難となっている場合であって、当該被承継企業から事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を集約する場合は、基準利率－0.4%（ただし、小規模事業者から事業を承継・集約する者は基準利率－0.65%） <p>ア 最近の決算期における売上高が前3年の</p>
--	--	--	--	--

				<p>いずれかの年に比し20%以上減少している（個人事業主又は法人の小規模事業者については、15%以上）</p> <p>イ 最近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じている</p> <p>ウ 最近の決算期において、過剰債務の状況に陥っている</p> <p>●取引金融機関関連特別利率①</p>
健康・福祉増進関連事業施設貸付	福祉増進資金	<p>上乗せ3,000万円（上乗せの限度額は廃止された受動喫煙防止資金との合算で3,000万円）</p>	<p>（設備資金）20年以内</p> <p>※一般公衆浴場業にかかるものは30年以内</p>	<p>特別利率② 「資金証明書」が添付されたものは特別利率③</p> <p>（注）土地にかかる資金は除く。 ただし、組合等から一定の会計書類を準備していること及び事業計画書の確認を受けた者については特別利率③－0.15%（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者については特別利率③－0.30%）とする（振興事業促進支援融資制度）。</p>

- ※1 貸付限度額は、一般貸付・振興事業貸付（防災・環境対策資金及び地域活性化・雇用安定資金の運転資金は振興事業貸付に限る。）の貸付限度額に上記金額を上乗せした金額である。
- 2 上記のうち、生活衛生関係営業新企業育成資金、生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金及び福祉増進資金に限り、生活衛生同業組合等に対する融資もある。
- 3 貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

(3) 手続

一般貸付，振興事業貸付の例による。

(4) 資金の使途

種 類	資 金 の 使 途
<p>① 環境対策等関連施設貸付</p>	<p>防災・環境対策資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防関連 <p>消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条の3第3項並びに，第7条第2項，第3項，第4項及び第6項に規定する設備並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）別表第1第10号に規定する設備の設置又は整備に要する設備資金 (注) 自発的に設置又は整備する場合にも対象となる（消防機関からの証明書等は必要ない。）。</p> ●アスベスト対策関連 <ul style="list-style-type: none"> ア 既存建築物におけるアスベスト等の除去，封じ込め又は囲い込みを行うために必要な資金及びアスベストの除去等に要する運転資金。ただし，運転資金については，次の資金に限る。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 既存建築物におけるアスベストの含有調査を行うために必要な資金 (イ) 除去したアスベストの適正処理を行うために必要な資金 イ アスベストを含む設備をアスベストを含まない設備に代替するために必要な設備資金 ウ 既存建築物におけるアスベスト含有調査を行うために必要な運転資金 エ 除去したアスベストの適正処理を行うために必要な運転資金 (運転資金については，振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者が必要とするものに限る。) ●耐震改修関連 <ul style="list-style-type: none"> ア 事業継続計画（BCP）に基づく，耐震改修に資する施設等及び緊急地震速報受信装置の導入に必要な設備資金 イ 既存建築物における耐震診断に要する運転資金 ウ 耐震改修に伴い必要となる運転資金 (運転資金については，振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者が必要とするものに限る。)
<p>② 新企業育成・事業安定等貸付</p>	<p>地域活性化・雇用安定資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業展開関連 <p>従来に比して，当該事業所全体で新たに2名以上（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号の特定業種に該当する場合，従業員20名以下の場合又は女性，若年者（35歳未満）若しくは高齢者（60歳以上）を雇用する場合は1名以上）の人材を確保するために必要な設備資金及び運転資金 (運転資金については，振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者が必要とするものに限る。)</p> ●地方移転関連 <p>本社を地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する特別区から地方に移転する者又は店舗・事務所等を地方に新設若しくは増設する者（従業員10名以下の事業者の場合は地方で新たに1名以上，従業員11名以上20名以下の事業者の場合は地方で新たに2名以上，従業員21名以上の事業者の場合は地方で新たに3名以上の若年者（35歳未満）を雇用する者に限る。）が事業を行うために必要な設備資金及び運転資金 (運転資金については，振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者が必要とするものに限る。)</p> ●地方版総合戦略関連 <p>まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条又は第10条に基づき策定された都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略により，地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う者が必要な設備資金及び運転資金 (運転資金については，振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者が必要とするものに限る。)</p>

生活衛生関係営業 新企業育成資金	<ul style="list-style-type: none"> ●新規開業しようとする者又は新規開業しておおむね7年以内の者であって、次のいずれかに該当する者が必要とする設備資金及び運転資金（運転資金については、振興計画に基づく事業を行う者が必要とするものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> ア 振興計画認定組合の組合員又は新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められるもの イ 女性、若年者（35歳未満）、又は高齢者（55歳以上）
生活衛生関係営業 事業承継・集約・ 活性化支援資金	<ul style="list-style-type: none"> ●事業承継計画書関連 <ul style="list-style-type: none"> 中期的な事業承継（注）を計画し、現経営者が後継者（候補者含む。）と共に事業承継計画を策定している者が必要とする設備資金及び運転資金（ただし、運転資金については組合員に限る。） （注）同一事業体における代表者（又は経営者）の変更をいい、貸付後おおむね8年以内に事業承継を実施することが見込まれる者をいう。 ●事業承継関連等 <ul style="list-style-type: none"> 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約（注）を行う者が必要とする設備資金及び運転資金（ただし、運転資金については組合員に限る。） （注）同一事業体における代表者の変更、事業の譲受、株式の取得、事業用資産の取得、合併等をいう。 ●取引金融機関関連 <ul style="list-style-type: none"> 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている者であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除するものが必要とする運転資金（ただし、振興計画認定組合の組合員に限る。）
③ 関連事業施設貸付 健康・福祉増進	<ul style="list-style-type: none"> ●次に掲げる福祉増進関連事業に必要な設備資金 <ul style="list-style-type: none"> ア 高齢者等の利用の円滑化を図るために必要となる施設・設備（高齢者等対応営業施設・設備、移送用車両、子育て支援対応施設） イ 高齢者等に対し、訪問サービスを提供するために必要となる施設・設備（移動用営業施設・設備、訪問サービス専門営業施設・設備） ●生活衛生同業組合又は生活衛生同業組合連合会にあつては、「福祉増進関連事業」のために必要な運転資金

6 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付

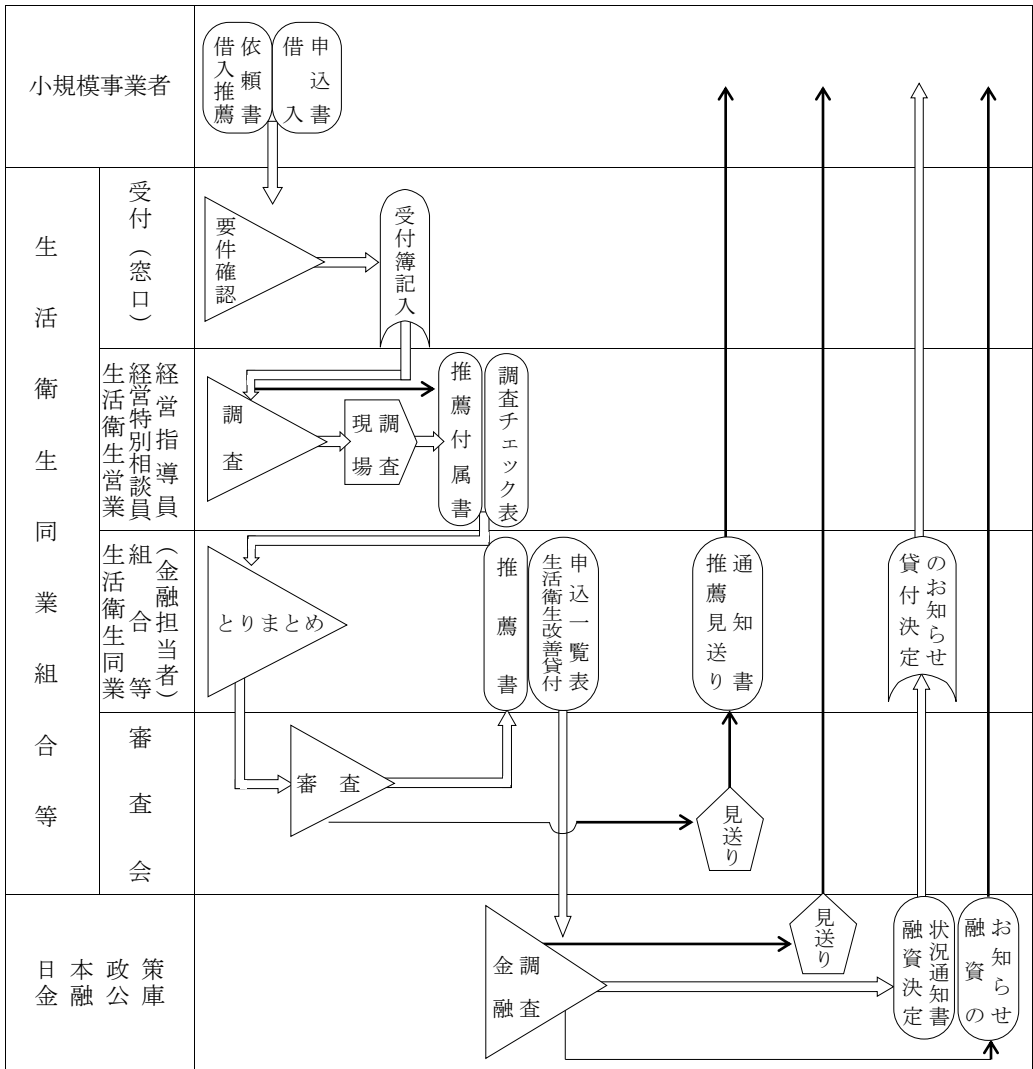
- (1) 生活衛生同業組合又は都道府県生活衛生営業指導センターの実施する経営指導を受けている従業員5人（旅館業及び興行場営業については、20人）以下の小規模事業者を対象とする、経営改善のために必要な設備資金及び運転資金の貸付。

(2) 制度の概要

貸付限度額	1,000万円 (ただし、令和4年3月31日までは、2,000万円)
貸付期間	設備資金 7年以内 (ただし、令和4年3月31日までは、10年以内) 運転資金 5年以内 (ただし、令和4年3月31日までは、7年以内)
据置期間	設備資金 6カ月以内 (ただし、令和4年3月31日までは、2年以内) 運転資金 6カ月以内 (ただし、令和4年3月31日までは、1年以内)
貸付利率	経営改善利率
担保・保証人	不要
実施期限	令和4年3月31日まで

- ※1 東日本大震災に伴う融資制度の拡充措置については、●●頁を参照のこと。
- 2 令和元年台風第19号等に伴う融資制度の拡充措置については、●●頁を参照のこと。
- 3 新型コロナウイルス感染症に伴う融資制度の拡充措置については、●●頁を参照のこと。
- 4 令和2年7月豪雨に伴う融資制度の拡充措置については、●●頁を参照のこと。
- 5 貸付利率については、(参考) 日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

(3) 手続フローチャート



7 衛生環境激変対策特別貸付

(1) 感染症又は食中毒の発生による衛生環境の激変に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係事業者の経営の安定を図るために必要な運転資金の貸付。

(2) 制度の概要

貸付対象	業歴を3カ月以上有する生活衛生関係事業者であって、次のアに該当し、衛生水準の維持向上に著しい支障を来していると認められるもので、かつ、イの要件を満たすもの ア 衛生環境の激変に伴い、最近1カ月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して10%以上減少しているか、又は業歴が1年未満の場合であって、これと同様の状況にあり、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること。 イ 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。
資金使途	衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係事業者の経営を安定させるために必要な運転資金
貸付限度額	衛生環境の激変事由ごとに別枠で1,000万円
貸付期間 (据置期間)	7年以内（2年以内）
貸付利率	基準利率（ただし、振興計画に基づくものは特別利率③）

※ 貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

8 生活衛生関係営業セーフティネット貸付

(1) 経営環境変化対応資金

- ① 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上減少等業況悪化を来している生活衛生関係業者であって、中長期的にはその業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる生活衛生関係業者の経営基盤の強化を図るために必要な運転資金の貸付。
- ② 制度の概要

貸付対象	<p>振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、次のアからキのいずれかの経営状況に該当し、かつ、クの要件を備えるもの</p> <p>ア 最近の決算期における売上高が前期若しくは前々期に比し10%以上（ただし、令和4年3月31日までは5%以上）減少していること又は最近3カ月の売上高が前年同期若しくは前々年同期に比し10%以上（ただし、令和4年3月31日までは5%以上）減少していること、かつ、今後も売上減少が見込まれること。</p> <p>イ 最近の決算期における純利益額又は売上高経常利益率が前期又は前々期に比して悪化していること。</p> <p>ウ 最近、回収条件の長期化又は支払条件の短縮化等取引条件が0.2カ月以上（ただし、令和4年3月31日までは0.1カ月以上）悪化していること。</p> <p>エ 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれのあること。</p> <p>オ 最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益又は経常損益で損失を生じていること。</p> <p>カ 前期の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る繰越欠損金を有していること。</p> <p>キ 前期の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上あること。</p> <p>ク 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること。</p>
資金使途	<p>経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金 （貸付対象エにかかるものについては、業況悪化を回避するために必要な運転資金を含む。）</p>
貸付限度額	<p>振興運転資金貸付と合わせて5,700万円（ただし、令和4年3月31日までは、振興運転資金貸付と別に5,700万円）</p>
貸付期間 （据置期間）	<p>8年以内（2年以内（ただし、令和4年3月31日までは、3年以内））</p>
貸付利率	<p>基準利率</p>
実施期限	<p>令和4年3月31日まで</p>

※1 経営環境変化対応資金の取扱いは、日本政策金融公庫直接扱のみである。

2 貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

(2) 金融環境変化対応資金

① 金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している生活衛生関係業者が、長期資金の導入により経営安定を図るために必要な運転資金の貸付。

② 制度の概要

貸付対象	<p>振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係業者であって、金融機関との取引状況との変化により一時的に資金繰りに困難を来している者で、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれるもの。ただし、次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>ア 取引金融機関が行政庁から業務停止命令（一部業務停止命令を含む。）を受けた者</p> <p>イ 取引金融機関が次のいずれかの実質的に経営破綻の状態等にある者</p> <p>（ア）株式会社整理回収機構又は預金保険機構を活用した不良債権処理を伴う事業譲渡又は合併が公表されたこと。</p> <p>（イ）上記に準ずるものと認められること。</p> <p>ウ 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者</p> <p>（ア）取引金融機関からの借入等が株式会社整理回収機構に譲渡された者等で、経常利益を計上している等、業況が順調であると認められるもの</p> <p>（イ）上記「取引金融機関からの借入等が株式会社整理回収機構に譲渡された者等」については、株式会社整理回収機構が再生の可能性のあるものとして、取引金融機関から借入等の債権の信託を受けたものを含む。</p> <p>エ 経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が変化している者。ただし、経営状況が次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当し、かつ取引金融機関との取引状況が（ウ）から（オ）のいずれかに該当する者に限る。</p> <p>（ア）最近における税引前損益又は経常損益が、前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比し悪化していないこと（ただし、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが十分見込まれると株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）が判断したものを含む。）。</p> <p>（イ）最近における売上高に対する借入金残高（割引手形及び社債の残高を含む。）又は支払利息割引料の比率が前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比して増加していないこと。</p> <p>（ウ）実効金利等の状況が次のいずれかに該当すること。</p> <p>a 最近における実効金利が前年同期に比し上昇している場合において、同時期における長期プライムレートが実効金利の上昇幅以上に上昇していないこと。</p> <p>b 最近における実効金利が前年同期と同じである場合において、同期間における長期プライムレートが低下していること。</p> <p>c 最近における実効金利が前年同期に比し低下している場合において、同期間における長期プライムレートが実効金利の低下幅より低下していること。</p> <p>（エ）最近における借入金残高及び割引手形残高の合計額に対する担保設定額の比率が前期に比し増加していること。ただし、単に借入金が増加して返済され、その期間、担保設定額の見直しが行われなかったために比率が増加することとなった場合は、該当しないものとする。</p> <p>（オ）取引金融機関からの資金調達に困難になっている蓋然性が高いと考えられる次のいずれかの状態にあること。ただし、次のb及びcについては、最近における長期借入金、短期借入金及び割引手形の合計額が増加していないものに限る。</p> <p>a 最近における固定長期適合率が上昇していること。ただし、自己資本の減少のみにより、又は固定資産の増加のみにより、固定長期適合率が上昇した場合を除く。</p> <p>b 定期性預金の取崩し又は資産売却を行っていること。ただし、設備投資の資金調達のための定期性預金の取崩しを行った場合及び遊休資産を売却した場合を除く。</p> <p>c 最近における回収条件が短縮化又は支払条件が長期化していること。ただし、最近における借入金残高（長期借入金・短期借入金）と割引手形との合計額が増加している場合を除く。</p>
------	--

	<p>d 継続的に利用している短期借入金について、借入金額が減少されたこと又は利用継続を停止されたこと。ただし、担保価値の下落に伴い借入金額の減少又は利用継続の停止となった場合を除く。</p> <p>e 最近における手形の割引について、取引金融機関から割引金額を減少されたこと又は利用継続を停止されたこと。</p> <p>f 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(a) 最近における手形の割引利率が前年同期に比し上昇している場合において、同期間における短期プライムレートが手形の割引利率の上昇幅以上に上昇していないこと。</p> <p>(b) 最近における手形の割引利率が前年同期と同じである場合において、同期間における短期プライムレートが低下していること。</p> <p>(c) 最近における手形の割引利率が前年同期に比し低下している場合において、同期間における短期プライムレートが手形の割引利率の低下幅より低下していること。</p> <p>オ 次の(ア)及び(イ)の要件を満たす者(令和4年3月31日まで)</p> <p>(ア) 国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から、次のaからeまでのいずれかの要請又は取扱いを受けている者</p> <p>a 借入残高の減少</p> <p>b 約定した返済条件を超える弁済</p> <p>c 当座預金の解約</p> <p>d 担保・保証人の追加</p> <p>e 借入金利の引上げ</p> <p>(イ) 前(ア)の要請又は取扱いを受けた取引金融機関との取引において、返済等に問題がない者</p>
資金使途	金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする運転資金 (貸付対象ウにかかる者については、株式会社整理回収機構に対して繰上返済を行うために必要な資金を含む。)
貸付限度額	別枠3,000万円(ただし、令和4年3月31日までは4,000万円)
貸付期間 (据置期間)	8年以内(2年以内(ただし、令和4年3月31日までは、3年以内))
貸付利率	基準利率
実施期限	令和4年3月31日まで

※1 金融環境変化対応資金の取扱いは、日本政策金融公庫直接扱のみである。

2 貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。

9 生活衛生関係営業企業再生貸付

(1) 生活衛生関係営業企業再生資金

① 地域経済の産業活力維持に資する事業等を行う生活衛生関係事業者であって、経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている者の自助努力による企業再建を支援するために必要な運転資金の貸付。

② 制度の概要

貸付対象	<p>振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係事業者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 金融機関からの事業資金の借入について、弁済にかかる負担の軽減を目的とした条件の変更を行っているもの【条件変更先関連】</p> <p>イ 次の(ア)から(エ)までのすべての要件を満たすもの【民間金融機関関連】</p> <p>(ア) 次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>a 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの深刻な経営難の状態にあり、実質的に経営が破綻している状態にあるもの</p> <p>b 業況が悪化しており、事業の再生のための具体的な取組を行っているもの</p> <p>(イ) 過剰債務の状況に陥っているもの</p> <p>(ウ) 相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、既往債務について金融機関の協力が得られる等関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれるもの</p> <p>(エ) 株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業本部）が貸付後も継続的に企業再建に対する経営指導を行うことにより、円滑な企業再建の遂行が可能と認められるもの</p>
資金使途	企業の再建を図るうえで必要となる運転資金
貸付限度額	5,700万円（振興運転資金貸付及び生活衛生関係営業セーフティネット貸付の既往貸付残高を含まない。）
貸付期間	15年以内（ただし、金融機関等の要請に基づく場合は20年以内）
据置期間	2年以内
貸付利率	特別利率①
実施期限	令和4年3月31日まで

※1 生活衛生関係営業企業再生貸付の取扱いは、日本政策金融公庫直接扱のみである。

2 貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

10 東日本大震災に伴う融資制度の拡充措置

(1) 生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付

① 東日本大震災により被害を受けた生活衛生関係営業業者の再建復興を図るため、これら生活衛生関係営業業者の必要とする資金の貸付に関し、貸付利率、貸付限度額等に特例を設けるものである。

② 制度の概要

	【震災直接被害関連】	【震災間接被害関連】	【震災セーフティネット関連】
貸付対象	東日本大震災の被害を受けた者のうち、次のいずれかに該当する者		
	ア 岩手県及び宮城県の沿岸部（注1）並びに福島県に事業所を有し事業活動を行う者であつて、東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた者（イに該当する者以外）	イ 原子力発電所の事故に関する警戒区域等（注2）内に事業所を有する者	ウ 福島県に事業所を有し事業活動を行う者のうち、ア又はイの者と取引のある者
			エ 福島県に事業所を有し事業活動を行う者のうち、その他東日本大震災により売上等が減少し、資金繰りに支障を来している者又は支障を来すおそれのある者（風評被害等による影響を含む。）であり、かつ、中長期的に業況の回復が見込まれる者。ただし、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業業者に限る。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・アからウまでに掲げる者が、災害復旧により必要とする設備資金及び運転資金（運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業業者に限る。） ・生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金 		エに掲げる者が、災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金
貸付限度額	各貸付制度に上乗せ6,000万円（注3） （ただし、東日本大震災に伴う災害貸付の既往残高を含む。）		別枠5,700万円（振興運転資金貸付、生活衛生関係営業企業再生貸付及び経営環境変化対応資金（生活衛生関係営業セーフティネット貸付）とは別枠）
貸付期間 （据置期間）	設備資金：20年（5年） 運転資金：15年（5年）	設備資金：20年（3年） 運転資金：15年（3年）	運転資金：8年（3年）
貸付利率	基準利率		
	<被害証明書等の提出のある者>（注4）（注5）（注6） 【3,000万円以内】 <当初3年間> 基準利率-1.4% <3年経過後> 基準利率-0.5% 【3,000万円超】 <完済まで> 基準利率-0.5%	<被害証明書等の提出のある者>（注4）（注5）（注6） 【3,000万円以内】 <当初3年間> 基準利率-0.9% <3年経過後> 基準利率 【3,000万円超】 <完済まで> 基準利率 ただし一定の要件（注7）に該当する場合は、上記各利率から最大0.5%の利率低減が可能	<完済まで> 一定の要件（注7）に該当する場合は、最大0.5%の利率低減が可能

貸付方式	公庫直接扱及び代理店扱	公庫直接扱のみ
実施期限	令和4年3月31日まで	

※貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

（注1）岩手県のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村及び同郡洋野町並びに宮城県のうち、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町をいう。

（注2）警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域をいう（当該区域として公示されたことがある区域を含む。）。

（注3）生活衛生同業組合等にあつては5,000万円

（注4）現貸決済資金を利率低減の対象とすることはできない。

（注5）貸付利率は災害貸付の利率を適用する。

（注6）震災直接被害関連及び震災間接被害関連における3,000万円を限度とする利率低減措置に関する限度額については、震災直接被害関連と震災間接被害関連との貸付金残高の合計金額（東日本大震災に伴う生活衛生改善貸付の拡充部分等を含む。）で3,000万円である。

（注7）次の要件に該当する場合は、それぞれに定める利率が低減される。

1 雇用の維持又は拡大を図る場合

2 最近3カ月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前11年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少していること。又は、最近1カ月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前11年のいずれかの年の同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後の2カ月を含む3カ月の売上高、売上高総利益率又は売上高営業利益率が前11年のいずれかの年の同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

3 前1及び2のいずれの要件も満たす場合

③ 被害証明書等の提出がある場合であつて、生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付を一般貸付に適用する場合には、「推せん書」の添付を省略することができる。

(2) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付における特例措置

① 東日本大震災による直接被害又は間接被害を受けた者であって、一定の要件を満たすものについては、既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の貸付限度額2,000万円とは別に貸付限度額1,000万円の特例を設けるものである。

② 制度の概要

貸付対象	東日本大震災の被害を受けた者のうち、次のいずれにも該当する者 ア 次のいずれかに該当する者 (ア) 直接被害者 a 岩手県及び宮城県の沿岸部（注1）並びに福島県に事業所を有し事業活動を行う者であって、東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた者（bに該当する者を除く。）のうち、被害証明書等を提出できるもの b 原子力発電所の事故に関する警戒区域等内（注2）に事業所を有する者 (イ) 間接被害者 福島県に事業所を有し事業活動を行う者のうち、前（ア）a又はbの者と一定以上の取引がある者であって、被害証明書等を提出できるもの イ 生活衛生同業組合等が策定する「生活衛生関係営業者再建支援方針」に沿って事業を行う者
資金使途	災害復旧のための設備資金及び運転資金（注3）
貸付限度額	既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付とは別に1,000万円
貸付期間 (据置期間)	設備資金：10年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（1年以内）
貸付利率	当初3年間：経営改善利率－0.9% 3年経過後：経営改善利率
実施期限	令和4年3月31日まで

※貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

（注1）岩手県のうち、宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村及び同郡洋野町並びに宮城県のうち、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、同郡山元町、宮城郡松島町、同郡七ヶ浜町、同郡利府町、牡鹿郡女川町及び本吉郡南三陸町をいう。

（注2）警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域をいう（当該区域として公示されたことがある区域を含む。）。

（注3）現貸決済資金は取扱いできない。

(3) 創業融資における特例措置

① 生活衛生関係営業新企業育成資金のうち、一定の要件を満たす創業する者及び創業しておおむね7年以内の者に対し、1,000万円を上限に利率の低減が可能である。

② 制度の概要

貸付対象	生活衛生関係営業を創業しようとする者又は創業しておおむね7年以内の者であって、次に掲げる要件を満たすもの ア 被災者創業 次のいずれかに該当する者 (ア) 東日本大震災の影響による勤務先の倒産、解雇等により離職し（勤務先が、福島復興再生特別措置法第27条に定める避難指示・解除区域（以下「避難指示・解除区域」という。）が所在した市町村（注1）に所在する場合に限る。）、避難指示・解除区域が所在した市町村で創業する者 (イ) 前（ア）により創業後おおむね7年以内の者（注2） イ 被災地創業 次のいずれかに該当する者 (ア) 避難指示・解除区域が所在した市町村（注1）において創業する者 (イ) 前（ア）により創業後おおむね7年以内の者（注2）
資金使途	貸付対象に掲げる者が、創業するために必要な設備資金及び創業後の事業のために必要な設備資金
貸付限度額	生活衛生関係営業新企業育成資金に定める限度額のうち、1,000万円
貸付期間 （据置期間）	20年以内（2年以内）
貸付利率 （注2）	ア 被災者創業 当初3年間：基準利率－1.4% 3年経過後：基準利率－0.5% イ 被災地創業 基準利率－0.5%
実施期限	令和4年3月31日まで

※貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

（注1）「避難指示・解除区域が所在した市町村」とは、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯館村をいう。

（注2）東日本大震災後に創業し、申込時点で避難指示・解除区域が所在した市町村において営業している場合に限る。

（注3）貸付利率は災害貸付の利率を適用する。

(4) 設備資金貸付利率特例制度

① 設備資金の貸付利率について、福島復興再生特別措置法第27条に定める避難指示・解除区域が所在した市町村（注）において雇用の維持又は拡大が見込まれる設備投資を行う場合は、貸付日から完済まで、適用した貸付制度に定める利率から0.5%低減するもの。

② 制度の概要

貸付対象	福島復興再生特別措置法第27条に定める避難指示・解除区域が所在した市町村（注）において、雇用の維持又は雇用の拡大が見込まれる設備投資を行う者
資金使途	設備貸付の全ての資金使途
貸付方式	公庫直接扱及び代理店扱

（注）「避難指示・解除区域が所在した市町村」とは、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村をいう。

11 令和元年台風第19号等に伴う融資制度の拡充措置

(1) 生活衛生関係営業令和元年台風第19号等特別貸付

① 令和元年台風第19号等により被害を受けた生活衛生関係営業業者の再建復興を図るため、これら生活衛生関係営業業者の必要とする資金の貸付に関し、貸付利率、貸付限度額等に特例を設けるものである。

② 制度の概要

	【直接被害者】	【間接被害者】	【その他被害者】
貸付対象	ア 令和元年台風第19号等（注1）による激甚災害指定を受けた地域（注2）に事業所を有し、かつ、当該事業所が令和元年台風第19号等により直接の被害を受けた者	イ ア（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者	令和元年台風第19号等に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに支障を来している又は来すおそれのある者であって、中長期的に業況の回復が見込まれるもの
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ア及びイに掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金（運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業業者に限る。） ・生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金 		災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金
貸付限度額	各貸付制度に上乗せ6,000万円（注3） （ただし、令和元年台風第19号に伴う災害貸付の既往残高を含む。）		別枠5,700万円（振興運転資金貸付、生活衛生関係営業企業再生貸付及び生活衛生関係営業セーフティネット貸付（経営環境変化資金）とは別枠）
貸付期間 （据置期間）	設備資金：20年（5年） 運転資金：15年（5年）		運転資金：15年（5年）
貸付利率	各貸付制度に定める利率 <被害証明書等の提出のある者>（注4）（注5） 【3,000万円以内】 <当初3年間> 基準利率－0.9% <3年経過後> 基準利率－0.5% 【3,000万円超】 <完済まで> 基準利率－0.5%	各貸付制度に定める貸付利率（注5）	基準利率
貸付方式	公庫直接扱及び代理店扱		公庫直接扱のみ
実施期限	令和4年3月31日まで		

※貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

（注1）令和元年台風第19号、第20号及び第21号をいう。以下同じ。

（注2）1 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県をいう。以下同じ。

2 県内全域が対象である。以下同じ。

- (注3) 生活衛生同業組合等にあつては5,000万円
 (注4) 現貸決済資金を利率低減の対象とすることはできない。
 (注5) 貸付利率は災害貸付の利率を適用する。

③ 被害証明書等の提出がある場合であつて、生活衛生関係営業令和元年台風第19号等特別貸付を一般貸付に適用する場合には、「推せん書」の添付を省略することができる。

(2) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付における特例措置

① 令和元年台風第19号等による直接被害又は間接被害を受けた者であつて、一定の要件を満たすものについては、既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の貸付限度額2,000万円とは別に貸付限度額1,000万円の特例を設けるものである。

② 制度の概要

貸付対象	次のいずれにも該当する者 ア 次のいずれかに該当する者 (ア) 直接被害者 令和元年台風第19号等による激甚災害指定を受けた地域に事業所を有し、かつ、当該事業者が令和元年台風第19号等により直接被害を受けた者であつて、被害証明書等を提出できるもの (イ) 間接被害者 前(ア)の者(大企業を含む。)の事業活動に相当程度依存している者(売上高等が相当程度減少している者に限る。)であつて、被害証明書等を提出できるもの イ 生活衛生同業組合等が策定する「生活衛生関係営業者再建支援方針」に沿つて事業を行う者
資金使途	災害復旧のための設備資金及び運転資金(注)
貸付限度額	既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付とは別に1,000万円
貸付期間 (据置期間)	設備資金：10年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(1年以内)
貸付利率	ア 直接被害者 当初3年間：経営改善利率-0.9% 3年経過後：経営改善利率 イ 間接被害者 当初3年間：経営改善利率-0.5% 3年経過後：経営改善利率
実施期限	令和4年3月31日まで

※貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。

(注) 現貸決済資金は取扱いできない。

12 新型コロナウイルス感染症に伴う融資制度の拡充措置

(1) 生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上減少など業況悪化を来している生活衛生関係業者であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる者が必要とする資金の貸付に関し、貸付利率、貸付限度額等に特例を設けるものである。

② 制度の概要

	内容	
貸付対象	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係業者であって、次のア及びイのいずれの要件も満たすもの</p> <p>ア 売上高要件 次のいずれかに該当すること。 (ア) 最近1ヵ月等（注1）の売上高（注2）又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（注3）が前3年のいずれかの年の同期（注4）と比較して5%以上減少していること。 (イ) 業歴3ヵ月以上（注5）1年1ヵ月未満の場合等（注6）は、最近1ヵ月等（注1）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（注7）が次のいずれかと比較（注8）して5%以上減少していること。 a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の平均売上高</p> <p>イ 業況回復要件 中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること。</p>	
資金使途	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金（注9）及び運転資金（注10）	
貸付限度額	各貸付制度とは別枠8,000万円	
貸付期間 （据置期間）	設備：20年（5年） 運転：15年（5年）	
貸付利率 （注11）	6,000万円以内の部分	当初3年間：基準利率－0.9% 3年経過後：基準利率
	6,000万円を超える部分	基準利率
担保	無担保	
保証人	<p>次の要件を満たす場合、代表者保証を免除することができる。</p> <p>ア 申込時点における直近の決算期において法人から代表者等へ貸付金・仮払金等がないこと等 イ 令和2年1月29日時点における直近の決算期から申込時点における直近の決算期までの間のいずれかの決算期において債務超過でないこと ウ 法人の収益・財務状況等から、返済に懸念がないこと</p>	
貸付方式	公庫直接扱のみ	
実施期限	令和3年12月31日まで	

※貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照の

こと。

(注1) 時限的に「最近14日以上1ヵ月未満の任意の期間」の売上高で比較できる取扱いとする(※)。

(※) 暦日を基準に比較する(例:「令和3年2月1日~14日」と「令和2年2月1日~14日」の売上を比較)。

(注2) 契約に基づき定期的に売上として計上される業種を営む者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により取引先に対し支払の免除若しくは猶予を実施している場合又は取引先からの支払い遅延がある場合は、当該金額を売上高から控除できる。

(注3) 業歴1年1ヵ月以上1年6ヵ月未満の場合であって、過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高による比較を行うときは、比較対象となる前年同期が6ヵ月に満たないため、ア(イ)(業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等)と同様に、過去6ヵ月の平均売上高と過去3ヵ月の平均売上高等とを比較できる。

(注4) 最近1ヵ月等の売上高及び過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前3年の全ての同期に比して5%以上減少していない場合であっても、前3年の全ての同期における売上高が特殊事情の影響(※)を受けているときは、最近1ヵ月等の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高と特殊事情の影響(※)を受ける前の直近の同期の売上高とを比較することができる。

(※)「特殊事情の影響」とは、次のいずれも満たすことをいう。

ア 次のいずれかの事象を起因として事業活動を休止(一部休止を含む。)していたこと。

(ア) 自然災害(台風、地震、豪雨等)

(イ) 事業者本人(複代表者、共同経営者、実際経営者、事業承継が行われていた場合の前事業者を含む。)の怪我、病気

(ウ) 店舗等の増築・改築・建替(店舗等の一部の場合を含む。)

イ 前3年の同期売上高のうち、いずれかが、特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高より50%以上減少していること。

(注5) 業歴3ヵ月未満の者は、貸付対象にならない。

(注6) 「業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合」以外で、最近1ヵ月等又は過去6ヵ月平均(最近1ヵ月を含む。)との売上高比較を、「過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高、令和元年12月の売上高又は令和元年10月~12月の平均売上高」で実施することが認められるのは、今期に店舗展開を増加させていたり、合併を行ったりして、前年同月との比較が望ましくない場合に限る。

(注7) 業歴4ヵ月又は5ヵ月の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高とする。なお、業歴3ヵ月の場合は、当該要件で比較はできない。

(注8) 最近14日以上1ヵ月未満の任意の期間における売上高と比較する場合(緩和要件)は、貸付対象(イ)「a 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高」、「b 令和元年12月の売上高」又は「c 令和元年10月~12月の平均売上高」のいずれかの売上高を日割り計算し、当該期間に対応する日数を乗じて算出した売上高と比較する。

(注9) 「設備資金」とは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者が、当該影響からの業況回復等のために必要となる設備資金をいい、老朽化に伴う取替や現状維持的な更新に必要な設備資金を含む場合も対象となる。

(注10) 運転資金については、振興計画認定組合の組合員が必要とする場合又は非組合員が既往の生活衛生貸付の現貸決済を行う場合に限る。

(注11) 貸付利率は災害貸付の利率を適用する。

(2) 生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付

① 新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な影響を受けている経済環境下にあつて、関係機関の支援を受けて事業の発展・継続を図る生活衛生関係営業者に対して、財務体質を強化するとともに、資金調達を円滑化するために、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例を設けるものである。

② 制度の概要

	内容					
貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活衛生関係営業者であつて、次のいずれかに該当するもの ア J-Startupプログラムに選定されたもの又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合による出資（転換社債，新株引受権付社債，新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。）を受けて事業を行うもの イ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく中小企業再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を図るもの又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行うもの ウ ア及びイに該当しないものであつて、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されているもの（民間金融機関等からの協調支援を希望しない者等である場合には、中小企業経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画を策定するものを含む。）					
資金使途	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金					
貸付限度額	各貸付制度とは別枠7,200万円					
貸付期間	5年1ヵ月，7年，10年，15年又は20年					
貸付利率	当初3年間は0.50%。4年目以降は、直近決算の業績に応じて、貸付期間ごとに次表に定める2区分の利率が適用される。					
	税引後当期純利益額	貸付期間				
		5年1ヵ月	7年	10年	15年	20年
	0円以上	2.60%	2.60%	2.60%	2.70%	2.95%
	0円未満	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
償還方法	期限一括償還（利息は毎月払）					
担保・保証人	無担保・無保証人					
償還順位	貸付先が法的倒産となった場合、本制度の債権は、当該貸付先に対する全ての債権に劣後するものとする。					

期限前弁済	貸付後5年間は、原則として認めない。ただし、やむを得ないものとして公庫が認めた場合は期限前弁済を認めることとする。
貸付方式	公庫直接扱
実施期限	令和3年12月31日まで（注）

（注）取扱期間は、暫定的に令和3年12月31日までとされているものであり、具体的な取扱期間については、新型コロナウイルス感染症の感染状況や経済情勢、事業者の資金繰りの状況等を踏まえ、政府において判断される。

(3) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付における特例措置

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者であって、一定の要件を満たすものについては、既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の貸付限度額2,000万円とは別に1,000万円の特例を設けるものである。
- ② 制度の概要

貸付対象	新型コロナウイルス感染症の影響により最近1ヵ月等（注1）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（注2）が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している又はこれと同様の状況にある（注3）小規模事業者
資金使途	新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための設備資金及び運転資金
貸付限度額	既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付とは別に1,000万円
貸付期間 （据置期間）	設備資金：10年以内（4年以内） 運転資金：7年以内（3年以内）
貸付利率	当初3年間：経営改善利率－0.9% 3年経過後：経営改善利率
実施期限	令和3年12月31日まで

※貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

（注1）時限的に「最近14日以上1ヵ月未満の任意の期間」の売上高で比較できる取扱いとする（*）。

（*）暦日を基準に比較する（例：「令和3年2月1日～14日」と「令和2年2月1日～14日」の売上を比較）。

（注2）業歴1年1ヵ月以上1年6ヵ月未満の場合であって、過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高による比較を行うときは、比較対象となる前年同期が6ヵ月に満たないため、後掲（注3）②と同様に、過去6ヵ月の平均売上高と過去3ヵ月の平均売上高等とを比較できる。

（注3）「又はこれと同様の状況にある」とは、次の①又は②に該当することをいう。

- ① 前3年の全ての同期における売上高が特殊事情の影響（※）を受けていたことにより、最近1ヵ月等の売上高及び過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年の全ての年の同期に比して5%以上減少していない場合においては、最近1ヵ月等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が、当該影響を受ける前の直近の同期に比較して5%以上減少していること

（※）「特殊事情の影響」とは、次のいずれも満たすことをいう。

ア 次のいずれかの事象を起因として事業活動を休止（一部休止を含む。）していたこと。

（ア）自然災害（台風，地震，豪雨等）

（イ）事業者本人（複代表者，共同経営者，実際経営者，事業承継が行われていた場合の前事業者を含む。）の怪我，病気

（ウ）店舗等の増築・改築・建替（店舗等の一部の場合を含む。）

イ 前3年の同期売上高のうち，いずれかが，特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高より50%以上減少していること。

- ② 前3年のいずれかの年の同期との比較が望ましくない場合（店舗の増加等により単純に比較するのが馴染まない場合）であって，最近1ヵ月等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が，次のいずれかと比較して5%以上減少していること

ア 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高

イ 令和元年12月の売上高

ウ 令和元年10月～12月の平均売上高

13 令和2年7月豪雨に伴う融資制度の拡充措置

(1) 生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付

① 令和2年7月豪雨により被害を受けた生活衛生関係営業業者の再建復興を図るため、これら生活衛生関係営業業者の必要とする資金の貸付に関し、貸付利率、貸付限度額等に特例を設けるものである。

② 制度の概要

	【直接被害者】	【間接被害者】	【その他被害者】
貸付対象	ア 令和2年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県（注1）内に事業所を有し、かつ、当該事業所が令和2年7月豪雨により直接の被害を受けた者	イ ア（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者	令和2年7月豪雨に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに支障を来している又は来すおそれのある者であって、中長期的に業況の回復が見込まれるもの
資金用途	・ア及びイに掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金（運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業業者に限る。） ・生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金		災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金
貸付限度額	各貸付制度に上乗せ6,000万円（注2） （ただし、令和2年7月豪雨に伴う災害貸付の既往残高を含む。）		別枠5,700万円（振興運転資金貸付、生活衛生関係営業企業再生貸付及び生活衛生関係営業セーフティネット貸付（経営環境変化資金）とは別枠）
貸付期間 （据置期間）	設備資金：20年（5年） 運転資金：15年（5年）		運転資金：15年（5年）
貸付利率	各貸付制度に定める利率 ＜被害証明書等の提出のある者＞（注3）（注4） 【3,000万円以内】 ＜当初3年間＞ 基準利率－0.9% ＜3年経過後＞ 基準利率－0.5% 【3,000万円超】 ＜完済まで＞ 基準利率－0.5%	各貸付制度に定める貸付利率（注4）	基準利率
貸付方式	公庫直接扱及び代理店扱		公庫直接扱のみ
実施期限	令和4年3月31日まで		

※貸付利率については、（参考）日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表を参照のこと。

（注1）山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県及び鹿児島県をいう。以下同じ。

- (注2) 生活衛生同業組合等にあつては5,000万円
 (注3) 現貸決済資金を利率低減の対象とすることはできない。
 (注4) 貸付利率は災害貸付の利率を適用する。

- ③ 被害証明書等の提出がある場合であつて、生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付を一般貸付に適用する場合には、「推せん書」の添付を省略することができる。

(2) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付における特例措置

- ① 令和2年7月豪雨による直接被害又は間接被害を受けた者であつて、一定の要件を満たすものについては、既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の貸付限度額2,000万円とは別に貸付限度額1,000万円の特例を設けるものである。

② 制度の概要

貸付対象	次のいずれにも該当する者 ア 次のいずれかに該当する者 (ア) 直接被害者 令和2年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内に事業所を有し、かつ、当該事業者が令和2年7月豪雨により直接被害を受けた者であつて、被害証明書等を提出できるもの (イ) 間接被害者 前(ア)の者(大企業を含む。)の事業活動に相当程度依存している者(売上高等が相当程度減少している者に限る。)であつて、被害証明書等を提出できるもの イ 生活衛生同業組合等が策定する「生活衛生関係営業者再建支援方針」に沿って事業を行う者
資金使途	災害復旧のための設備資金及び運転資金(注)
貸付限度額	既存の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付とは別に1,000万円
貸付期間 (据置期間)	設備資金：10年以内(2年以内) 運転資金：7年以内(1年以内)
貸付利率	ア 直接被害者 当初3年間：経営改善利率-0.9% 3年経過後：経営改善利率 イ 間接被害者 当初3年間：経営改善利率-0.5% 3年経過後：経営改善利率
実施期限	令和4年3月31日まで

※貸付利率については、(参考)日本政策金融公庫(生活衛生資金貸付)貸付利率一覧表を参照のこと。

(注) 現貸決済資金は取扱いできない。

14 日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）貸付利率一覧表

—令和3年7月1日現在—

(単位：％(年))

貸付期間	基準利率	特別利率 ①	特別利率 ②	特別利率 ③	浴場利率	経営改善 利率
5年以内	1.86	1.46	1.21	0.96	0.46	1.21
5年超6年以内	1.86	1.46	1.21	0.96	0.46	1.21
6年超7年以内	1.86	1.46	1.21	0.96	0.46	1.21
7年超8年以内	1.86	1.46	1.21	0.96	0.46	1.21
8年超9年以内	1.86	1.46	1.21	0.96	0.46	1.21
9年超10年以内	1.87	1.47	1.22	0.97	0.47	1.21
10年超11年以内	1.88	1.48	1.23	0.98	0.48	—
11年超12年以内	1.90	1.50	1.25	1.00	0.50	—
12年超13年以内	1.92	1.52	1.27	1.02	0.52	—
13年超14年以内	1.94	1.54	1.29	1.04	0.54	—
14年超15年以内	2.05	1.65	1.40	1.15	0.65	—
15年超16年以内	2.05	1.65	1.40	1.15	0.65	—
16年超17年以内	2.05	1.65	1.40	1.15	0.65	—
17年超18年以内	2.05	1.65	1.40	1.15	0.65	—
18年超19年以内	2.05	1.65	1.40	1.15	0.65	—
19年超20年以内	2.15	1.75	1.50	1.25	0.75	—
20年超21年以内	2.15	1.75	1.50	1.25	0.75	—
21年超22年以内	2.15	1.75	1.50	1.25	0.75	—
22年超23年以内	2.15	1.75	1.50	1.25	0.75	—
23年超24年以内	2.15	1.75	1.50	1.25	0.75	—
24年超25年以内	2.25	1.85	1.60	1.35	0.85	—
25年超26年以内	2.25	1.85	1.60	1.35	0.85	—
26年超27年以内	2.25	1.85	1.60	1.35	0.85	—
27年超28年以内	2.25	1.85	1.60	1.35	0.85	—
28年超29年以内	2.25	1.85	1.60	1.35	0.85	—
29年超30年以内	2.35	1.95	1.70	1.45	0.95	—

※1 用途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用される。

2 利率は金融情勢によって変動するので貸付利率は記載されているものとは異なる場合がある。

15 日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）予算の年度別推移

(1) 一般会計より受入金（補給金）及び出資金

(単位：百万円)

年度 区分		昭42	60	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
		補給金	当初予算額	221	6,394	4,869	4,012	5,991	6,420	6,720	6,604	6,730	5,544	5,002
補正増△減	△1		0	0	0	0	0	0	0	2,338	1,233	874	467	398
決算額	198		6,394	4,439	4,012	5,991	6,420	6,720	6,604	9,068	6,777	5,876	4,984	2,981
不用額	22		0	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般会計出資金		1,000	0	0	0	0	1,000	1,703	2,200	4,154	0	0	4,700	0

年度 区分		12	13	14	15	16	17	18	19	20		21	22	23
		上期		下期										
補給金	当初予算額	1,190	2,002	1,429	984	838	696	663	702	349	376	1,030	1,229	1,532
	補正増△減	355	0	0	0	0	0	0	0	0	66	0	0	0
	決算額	1,545	2,002	1,429	984	801	696	663	702	349	389	882	1,229	1,522
	不用額	0	0	0	0	37	0	0	0	0	53	149	0	10
一般会計出資金		0	700	200	0	3,300	355	0	1,400	0	44	955	223	5,245

年度 区分		24	25	26	27	28	29	30	31	2	3
		補給金	当初予算額	1,587	1,705	1,877	2,180	2,496	3,056	3,445	3,634
補正増△減	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
決算額	1,564		1,528	1,498	2,161	2,496	2,990	3,145	3,191	2,739	
不用額	23		177	378	19	0	65	300	443	1,090	
一般会計出資金		314	766	303	28	1,144	1,298	1,666	3,464	39,619	
東日本大震災 復興特別会計	当初予算額	0	0	0	412	428	355	433	329	423	29
	決算額	0	0	0	412	428	355	433	329	176	
	不用額	0	0	0	0	0	0	0	0	247	

※1 平成10年度までは環境衛生金融公庫計上分，20年度上期までは国民生活金融公庫計上，20年度下期以降は日本政策金融公庫分

2 平成23年度に受入れた一般会計出資金5,245百万円のうち3,131百万円は，平成24年12月28日付けで東日本大震災復興特別会計に帰属している。

(2) 貸付計画額等

(単位：億円)

区分		年度																
		昭42	60	平元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
貸付	予	(0)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(210)	(190)	(190)	(210)	(210)
	当初	200	1,850	2,020	2,150	2,250	2,350	2,800	3,060	3,200	2,800	2,600	3,200	2,530	2,300	2,300	3,200	3,200
算計	追加						(△70)			(△70)	(50)							
	計	0	0	0	0	0	750	530	0	0	△400	600	0	0	0	0	0	0
金	実績	200	(210)	(210)	(210)	(210)	(140)	(210)	(210)	(210)	(140)	(260)	(210)	(210)	(190)	(190)	(210)	(210)
	残高	61	1,536	1,991	2,066	2,225	3,022	3,324	3,001	2,517	2,291	2,177	2,271	2,048	1,681	1,318	1,293	1,786
		238	6,347	6,196	6,873	7,649	9,027	10,299	11,254	10,930	10,934	10,921	11,112	11,157	10,483	9,813	9,156	10,923

区分		年度																
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2 子算
貸付	予	(190)	(170)	(150)	(150)	(150)	(150)	(70)	(60)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)
	当初	2,300	2,200	2,000	1,800	1,750	1,750	1,400	1,200	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
算計	追加																	(99)
	計	(190)	(170)	(150)	(150)	(150)	(150)	(70)	(60)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)	(55)	(154)
金	実績	2,300	2,200	2,000	1,800	1,750	1,750	1,400	1,200	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	4,370
	残高	1,034	941	765	675	693	625	625	516	538	526	526	641	807	822	825	839	2,164
		8,372	7,552	6,798	6,073	5,481	4,912	4,427	3,952	3,559	3,259	2,984	2,897	2,998	3,133	3,280	3,428	4,280

区分		年度
		3 予算
貸付	予	(105)
	当初	3,480
算計	追加	
	計	
金	実績	
	残高	

※1 () 内は、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付分（19年度までは小企業等設備改善資金特別貸付分）で、内書である。

2 42年度の生活衛生資金としては、200億円の外に国民金融公庫計上分100億円がある。

16 貸付状況等

(1) 貸付の推移

区分	42年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
貸付額 (億円)	61	1,907 (84)	1,989 (77)	2,126 (99)	2,903 (119)	3,191 (133)	2,890 (111)	2,398 (119)	2,169 (122)	2,063 (114)	2,145 (126)	1,936 (112)	1,689 (97)	1,598 (83)
貸付件数 (件)	9,588	35,757 (3,760)	32,225 (3,320)	32,238 (3,943)	36,476 (4,779)	39,634 (5,404)	36,905 (4,362)	34,615 (4,300)	32,504 (4,601)	32,411 (4,342)	33,353 (4,517)	31,096 (3,996)	28,355 (3,473)	28,357 (3,010)
1件あたり 貸付金 (千円)	640	5,333 (2,244)	6,172 (2,311)	6,595 (2,512)	7,959 (2,488)	8,053 (2,454)	7,832 (2,551)	6,927 (2,778)	6,675 (2,646)	6,364 (2,638)	6,434 (2,796)	6,227 (2,807)	5,959 (2,797)	5,633 (2,780)

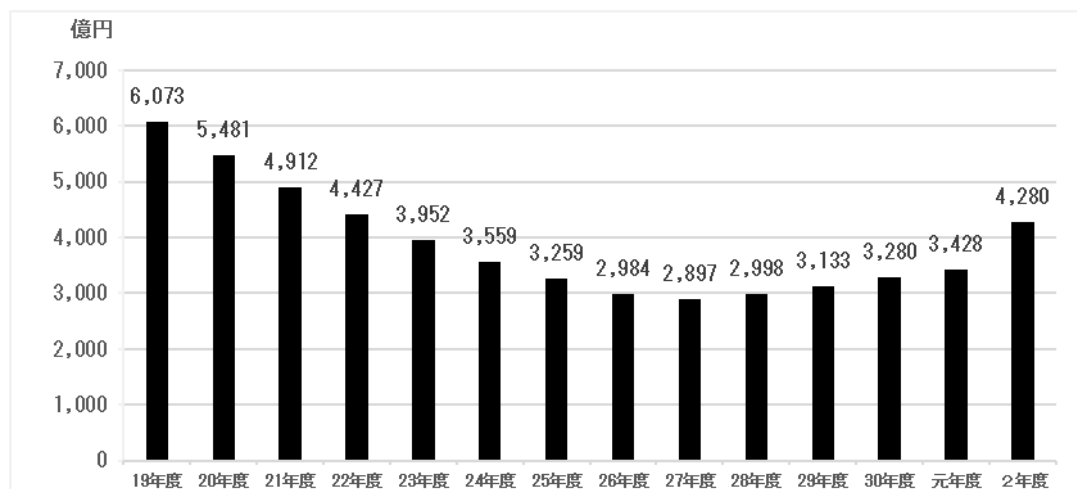
区分	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
貸付額 (億円)	1,246 (71)	1,225 (68)	983 (52)	892 (50)	725 (40)	675 (36)	693 (46)	625 (42)	625 (39)	516 (30)	538 (32)	526 (34)	526 (38)	641 (37)
貸付件数 (件)	23,786 (2,661)	22,984 (2,512)	18,920 (1,942)	16,902 (1,827)	14,469 (1,551)	14,675 (1,404)	14,558 (1,493)	12,501 (1,268)	12,081 (1,362)	10,118 (973)	9,509 (1,009)	9,301 (965)	9,444 (1,026)	11,755 (975)
1件あたり 貸付金 (千円)	5,241 (2,691)	5,330 (2,718)	5,194 (2,672)	5,276 (2,729)	5,009 (2,627)	4,602 (2,588)	4,765 (3,091)	5,000 (3,386)	5,173 (2,863)	5,105 (3,100)	5,661 (3,218)	5,659 (3,623)	5,572 (3,746)	5,460 (3,891)

区分	28	29	30	元	2
貸付額 (億円)	807 (44)	822 (42)	825 (43)	839 (50)	2,164 (48)
貸付件数 (件)	13,783 (1,027)	14,107 (984)	14,410 (1,017)	14,173 (1,100)	28,581 (1,090)
1件あたり 貸付金 (千円)	5,857 (4,295)	5,827 (4,332)	5,725 (4,247)	5,923 (4,600)	7,572 (4,468)

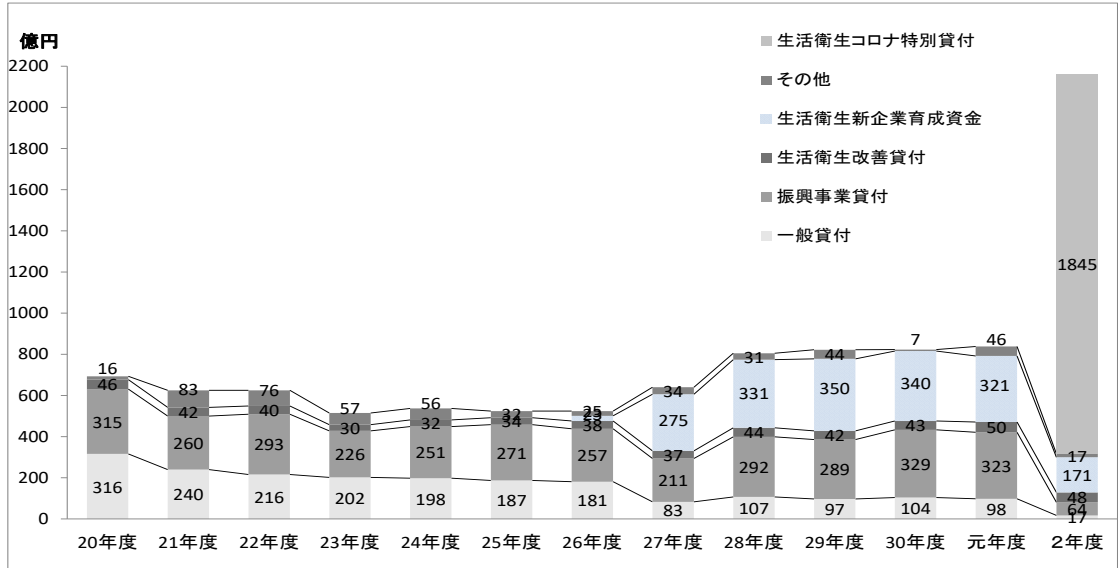
※（ ）内数字は、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付分（19年度までは小企業等設備改善資金特別貸付分）で、内書である。

(2) 貸付実績等について

貸付金残高



融資実績



※ 令和元年度における生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付（39億円）は、一般貸付・振興事業貸付に含まれる。

(3) 貸付制度の推移（主要事項）

年 月 日	推 移
42. 9. 2	環境衛生金融公庫設立
42.10. 2	制度発足（貸付業務開始）
43. 5.15	融資の一元化（環衛業を営むのに必要な設備資金は、原則としてすべて公庫資金により一元的に融資することとした）
43. 6.15	災害貸付要綱の制定
45. 9. 1	直接審査・貸付決定（乙式貸付の開始……一定金額以上の借入申込については、公庫が直接審査し、貸付決定を行うこととした）
47. 7. 1	民間金融機関に対する業務の直接委託
48.10.11	小企業等設備改善資金特別貸付の創設（常時雇用する従業員数が2人以下、クリーニング業にあっては5人以下の会社、個人。53.4.5小企業者に準ずる者～常時雇用する従業員数5人以下～も対象とした）（25.3.31まで）
57. 1. 1	直接貸付の実施（東京都、神奈川県で申込金額が一定額を超えるものについては、公庫が直接貸付を行うこととした）（13.4.20廃止）
57. 4. 6	公衆浴場特別対策の実施
58. 4. 4	振興事業施設貸付の創設
61.10. 1	運転資金貸付の創設（振興事業に係る運転資金制度の創設）
元. 3. 7	消費税導入円滑化貸付の創設（3.3.31廃止）
2. 3.26	経営基盤強化貸付の創設（3.3.31廃止）
3. 1.23	活性化貸付の創設（4.12.31廃止）
4. 9.14	緊急特例限度貸付制度の創設（7.3.31廃止）
4.12.14	特定フロン等規制に係る特別貸付制度の創設（7.12.31廃止）
4.12.14	発展基盤整備貸付の創設（7.3.31廃止）
5. 6. 4	返済資金特別貸付制度の創設（7.3.31廃止）
5. 6.16	環境衛生関係営業運転資金支援特別貸付制度の創設（7.6.30廃止）
6. 2.24	成長支援特別貸付制度の創設（7.3.31廃止）
7.10.19	事業展開支援特別貸付の創設（8.12.31廃止）
7.10.19	運転資金円滑化特別貸付の創設（8.12.31廃止）
7.10.19	返済資金緊急特別貸付の創設（17.3.31廃止）
9.12. 1	営業振興運転資金貸付に係る貸付限度等の特例措置の実施（10.4.8廃止）
10. 4. 8	衛生環境激変対策特別貸付の創設
10. 4. 8	金融環境変化対応特別貸付の創設（12.12.22廃止）
10. 5. 1	事業展開支援特別貸付の創設（14.3.31廃止）
10. 6.17	運転資金円滑化特別貸付の創設（12.12.22廃止）
11.10. 1	国民金融公庫と環境衛生金融公庫が統合し、国民生活金融公庫発足
12.12.25	生活衛生経営安定貸付の創設（25.3.31まで（一部資金は22.3.31まで））
15. 2. 3	経済再生改革対応緊急貸付の創設（17.3.31廃止）
20.10. 1	国民生活金融公庫と他の政府系金融機関が統合し、株式会社日本政策金融公庫発足
23. 5.23	東日本大震災復興特別貸付を創設
27. 2.13	生活衛生関係営業新企業育成資金を創設
28. 5.31	平成28年熊本地震特別貸付を創設（R3.3.31廃止）
30. 8.23	平成30年7月豪雨特別貸付を創設（R3.3.31廃止）
31. 4. 1	生活衛生関係営業企業再生貸付を創設
R元.11.25	令和元年台風第19号等特別貸付を創設

R2. 3. 17	生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付を創設
R2. 4. 1	生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金を創設
R2. 8. 3	生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付を創設
R2. 8. 28	令和2年7月豪雨特別貸付を創設

(4) 令和2年度業種別・貸付種別 貸付状況

業種等	一般貸付		振興事業貸付		生活衛生 新企業育成資金		生活衛生 事業承継・集約・活性化 支援資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
飲食店関係営業	167	734,360	275	3,045,560	1,806	9,375,300	10	50,000
そば・うどん店	4	14,880	11	95,480	39	193,680	0	0
中華料理店	17	80,410	18	162,000	166	992,060	2	9,000
すし店	9	52,500	7	84,350	39	300,000	0	0
料理店	0	0	0	0	1	8,920	0	0
喫茶店	13	48,400	25	322,210	171	864,830	0	0
社交業	17	59,310	11	78,100	109	468,980	0	0
その他飲食店	107	478,860	203	2,303,420	1,281	6,546,830	8	41,000
食肉販売業	2	16,650	1	30,000	6	32,000	0	0
食鳥肉販売業	0	0	0	0	0	0	0	0
水雪販売業	0	0	0	0	0	0	0	0
理容業	28	100,780	107	563,910	138	838,700	3	39,000
美容業	59	311,750	236	1,968,220	1,005	6,280,620	4	24,500
興行場営業	0	0	0	0	0	0	0	0
旅館・ホテル業	9	137,000	20	491,840	17	314,400	0	0
簡易宿所営業	6	91,400	1	80,000	18	272,480	0	0
下宿営業	-1	-3,800	0	0	0	0	0	0
一般公衆浴場業	28	323,200	2	2,200	0	0	0	0
サウナ営業	1	18,800	-	-	2	8,700	0	0
クリーニング業	2	5,000	27	272,450	2	12,200	0	0
理・美容師養成施設	0	0	-	-	0	0	0	0
合 計	301	1,735,140	669	6,454,180	2,994	17,134,400	17	113,500

※ 一般貸付の下宿営業については、取引訂正によりマイナスとなっている。

(単位：件,千円)

その他特例貸付		生活衛生改善貸付		生活衛生 コロナ特別貸付		特別貸付(注)		全貸付	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
0	0	674	3,050,740	15,302	116,598,790	223	1,106,070	18,457	133,960,820
0	0	36	127,450	458	3,986,590	9	40,700	557	4,458,780
0	0	57	241,680	1,101	9,678,620	18	104,970	1,379	11,268,740
0	0	43	224,450	620	5,606,400	6	31,100	724	6,298,800
0	0	2	16,000	81	950,400	2	7,600	86	982,920
0	0	32	109,800	762	5,256,970	10	38,590	1,013	6,640,800
0	0	149	606,100	2,153	13,410,970	17	52,450	2,456	14,675,910
0	0	355	1,725,260	10,127	77,708,840	161	830,660	12,242	89,634,870
0	0	3	32,000	72	928,020	0	0	84	1,038,670
0	0	1	10,000	19	279,550	1	28,000	21	317,550
0	0	1	10,000	2	9,450	0	0	3	19,450
0	0	173	569,040	1,381	7,110,400	1	4,700	1,831	9,226,530
0	0	119	478,570	4,844	36,944,720	3	21,400	6,270	46,029,780
0	0	2	15,000	21	365,250	0	0	23	380,250
0	0	27	247,000	988	16,252,960	24	418,100	1,085	17,861,300
0	0	2	13,500	160	1,502,780	5	14,700	192	1,974,860
0	0	0	0	5	29,000	0	0	4	25,200
0	0	7	37,500	38	406,400	0	0	75	769,300
0	0	0	0	5	57,100	-	-	8	84,600
0	0	81	407,250	415	4,021,850	1	26,000	528	4,744,750
0	0	-	-	-	-	-	-	0	0
0	0	1,090	4,870,600	23,252	184,506,270	258	1,618,970	28,581	216,433,060